

在外財産問題調査会

標題

在外財産問題調査会 答申関係

29年2月22日から

29年4月23日まで



分類記号番号 B611.1	類別 才一類
完結年月 昭 29.4	保存期間 永久
館名 国立公文書館	主管課 総務課

国立公文書館	
分類	大蔵省 平成12年度
排架番号	つくば書庫5 5-53 2778

2778  
B611.1  
41  
答申(全)  
永久



目 次

1.	答申書 昭29.2.22	
2.	引揚者の持帰った旧日銀券の処理並びに未払送金為替及び 在外預金について	昭.29.3.30
3.	在外財産問題調査会答申書について	29.2.26
4.	"	29.2.26
5.	在外財産問題調査会の答申書(案)について	29.2.20
6.	" " 答申書を閣議に報告することについて	29.2.22
7.	支払留保中の軍事及び旧外地郵便為替貯金について	29.3.11
8.	在外財産問題調査会答申書を閣議に報告することについて	29.4.19
9.	軍事郵便貯金等の処理に関する答申書(案)について	29.4.17
10.	" " の問題についての答申書について	29.4.19
11.	" " に関する答申について	29.5.6
12.	" " "	29.4.23
13.	" " "	29.4.23
14.	在外財産問題調査会の答申書の送付について	29.4.23

昭和29年2月22日

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題のうち、「引揚者の持ち帰った旧日債券の処理」並びに「未払送金益等及び在外預金の処理」について、別紙の通り答申する。

在外財産問題調査会

会長 大野 熊太

委員 小汀 利得

中村 建城

法華津孝太

松島 康夫

宮崎 太一

宮沢 俊雄

柳井 恒夫

我妻 崇

大蔵省

裏面白紙



昭和29年2月22日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会会長



答 申 書

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆこうという政府当局の考方に賛同し、先ず「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金為替及び在外預金の処理」の二つの問題を探り上げ慎重審議した結果、これらの問題は下記の意見に依り処理することを適当とするとの結論に達したので、ここに答申する。

意 見

- 1 引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理
  - (1) 引揚者が外地から持ち帰った旧日銀券は、当時の為替管理法令に基づいて税関（当時は海運局）に保管され

大蔵省

裏面白紙



てきたが、昨年8月以降本人の請求によつて税関の保管証と引き換えに返還する措置をとつている。これらの旧日銀券は法令により税関に保管されていたため新日銀券への引換が請求できなかつたものであるが、今回の返還措置に相応に、本人の請求により日本銀行において新日銀券と引き換える機会を与えるものとする  
こと。

(2) 旧日銀券と新日銀券とは原則として等価で引き換えるものとする。但し、一定の限度を超える場合には、引換の割合及び金額につき、これと関連する他の諸措置との権衡を考慮し、或る程度の制限を設けることもやむを得ないものと認められる。

## 2 未払送金為替及び在外預金の処理

(1) 従来、金融機関（現に営業中の金融機関、閉鎖機関である金融機関及び在外会社である金融機関）の再建整備又は国内清算にさいして、在外負債として法令上未処理のままになつていた未払送金為替及び在外預金の処理については、次の理由により、この際他の一般の在外財産の処理と切り離し、関係諸法令に所要の改正を加えて、夫々の金融機関において公正妥当な範囲

大蔵省

裏面白紙

内で支払をなし得る途を拓くこと。

(イ) これら金融機関においては、再建整備又は特殊清算若しくは特殊整理の進捗により、これら負債の支払に当てることが可能な資産を有しているものもあり、その支払を行うことは、これら金融機関の再建整備又は清算の促進に役立つこと。

(ロ) 金融機関であることの特異性に鑑み、事情の許す限りこれら未払送金為替又は在外預金を支払うことが適当であること。

(2) 未払送金為替と在外預金とでは次のようにその性質及び発生が異なるから、上記の支払に当つては、支払順位及び本邦円貨への換算率について差別を設け未払送金為替の支払を在外預金の支払に優先させることを原則とすること。

(イ) 在外預金は、金融機関の在外店舗が現地通貨で受け入れ、現地においてその通貨をもつて支払うことを本則としている純然たる在外債務である。送金為替は、本邦内において本邦通貨によつて支払わせるという約束の下に在外店舗が取組んだもので、その点で在外店舗の債務であることには変りはないが、

大蔵省

裏面白紙

通例は支払人である本邦内の金融機関の店舗が、受取人に対し支払を行うことにより、この在外店舗の債務は消滅するものである。しかし乍ら、問題となっている未払送金為替については、法令により支払を行う途が閉ざされた結果、在外店舗に係る債務という形のまま、その後の法制即ち金融機関再建整備法、閉鎖機関令及び在外会社令では、在外債務として整理の対象から除外されているものである。

(ロ) 未払送金為替の多くのものについては、終戦時において現地の公館等が在留邦人に対し、引揚後の生活資金に充てさせる趣旨で政府と打合の上、これが取組を勧奨した事実がある。これに返し、在外預金は、終戦前後において、在留邦人がその資産のうちから送金為替を組んだり、在外公館等借入金に応じた後の残りのものであると一応考えることもできる。

従つて、

(イ) 金融機関は、これら未払送金為替及び在外預金の支払に当り、その支払に充てるべき資産がその全額を支払うのに不足する場合には、未払送金為替を先順位、在外預金を後順位として支

大蔵省

裏面白紙

払を行うこと。

(2) 未払送金為替の外貨表示の金額の換算については、当時の実行換算率で現実には支払われることを前提として送金の取組をしたものである事情を考慮して、支払停止措置の採られたときの為替管理の実行換算率を勘案した換算率を定めること。又、在外預金については、本来現地通貨で、支払うべき債務であり、しかも当該現地通貨は現在既に法的には流通していないので、この際は、在外公館等借入金返済の際採られた換算率に準じて適当な換算率を定めること。

(3) 今回の支払は、引揚者に対する考慮を一つの重要なわらいとするものである。従つて、

(1) 金融機関は未払送金為替の支払に当つては、小額債権の保護の建前をとり、一定金額までの債権はこれを優先して支払うこととする。在外預金の支払に当つても、これに準ずること。

(2) 支払を受けるものの範囲は、本邦人に限るを原則とすること。

(3) 今回の支払に当つては、具体的な衡平を考慮し、金

大蔵省

裏面白紙

融機関が、未払送金為替又は在外預金の支払受領人に対して有する反対債権は、支払受領額の限度において、これを取り立て得るものとする。

(5) 引揚後支払が実行されるまで相当の年月が経過していることであるので、在外預金のみならず未払送金為替についても、各金融機関は、夫々の支払に充てるべき資産の状態に応じ、利息相当額に準じた適当な割増金を附与することも考慮すること。

3 今回の措置に当つて、金融機関再建整備法、閉鎖機関令及び在外会社令等既存の法令により、現在既に確立されている秩序との調整に留意し、それぞれの金融機関の性格の相異に応じ、法制化に当つては、若干の相異を設けることが妥当と思われる。

大蔵省

裏面白紙

7

8



昭和29年4月19日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会会長  
会長 大野 龍 太

答 申 書

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆくという政府当局の考え方に賛同し、本年2月22日「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金為替及び在外預金の処理」について答申したところであるが、同様の趣旨から「軍事郵便貯金等の処理」の問題を採り上げ慎重審議した結果、この問題は下記の意見により処理することを適当とするとの結論に達したので、こゝに答申する。

意 見

1 軍事郵便貯金等の処理の基本方針

軍事郵便貯金又は旧外地郵便貯金については、内地以

大蔵省

裏面白紙

外の地域において預入された在外金融機関に対する預貯金が終戦後内地における支払を禁止されていたにもかかわらず、郵便貯金である特殊性にかんがみそれぞれ昭和20年8月15日又は同年9月30日までに預入された部分の残高については、すでに終戦の年の暮以来内地において金額支払を許されていたところであるが、なお上記それぞれの時期以後の預入分の残高の支払については制限があり、一定額以上の支払は函保されてきた。一般の在外金融機関に対する預貯金の支払措置については、さきに本調査会としては意見を答申したところであるが、上記支払函保分についても、このさいこれらの措置との衡平を考慮しつつ公正妥当な範囲内で支払を履行し得るよう措置することが適当であると認められる。

2 支払措置を講ずるに当つて留意すべき特殊性

(1) これら郵便貯金については、金融機関の在外店舗の預金が従来全く支払を禁ぜられていたのに反し、昭和20年12月以降すでに下記のような支払措置が講ぜられていること。

1 軍事郵便貯金

昭和20年8月15日以前の預入分の残高は金額、同年8月16日以後の預入分の残高については1、

大蔵省

裏面白紙

500円まで支払が行われている。

Ⅰ 旧外地郵便貯金

昭和20年9月30日以前の預入分の残高は全額支払が行われている。

Ⅱ 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替

為替証書が昭和20年9月25日以前に本邦に到着したものに限り1,000円まで支払が行われているが、これは金融機関の在外店舗から内地店舗に向けて振り出された現金為替の取扱と全く同様である。

(2) 従つて、現存の軍事郵便貯金等の残高の大部分はこの支払措置が行われたものの残存部分にすぎず、しかもこの支払措置との関連から、その内容は、

Ⅰ 軍事郵便貯金は終戦後預入分の残高のうち1,500円をこえる部分のみであり

Ⅱ 旧外地郵便貯金は昭和20年10月1日以後の預入分の残高のみであり、

Ⅲ 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替は昭和20年9月25日以前に内地に到着したもので1,000円をこえる部分並びに同年9月24日以後に内地に到着したものに限られる。

大蔵省

裏面白紙

2/

(5) 軍事郵便貯金等については、終戦前においてこれらのものが零細のものである種前から当時一般には厳重な為替管理が実施されていたにもかかわらず、特に公定の為替換算率が無条件に適用されていたのであるが、上記(2)のような内容である現存の軍事郵便貯金等の残高は、終戦後現地通貨の実際価値が急激に暴落した状況下にあつて現地通貨による受入額が終戦前に比し著しく増大したのに対応本来ならば一定金額以上の受入分については当然に一般為替管理の適用を受けとべき善であつたにもかかわらず、終戦時の混乱のため内地から指示することができず、また現地においては指示がないまゝ現地限りで一応従来例を踏襲して受入の措置が行われており、従つてその円表示金額は終戦前のものに対し異常に膨張し当時の郵便貯金の預入限度等をはるかにこえるものもある。

(4) このような事情によつて生じた円表示金額をそのまま郵便貯金等の債権額とみとめることは、金融機関の在外店舗の送金為替又は預貯金の取扱との補償からいつて適当でなく、支払に当つては、軍事郵便貯金等の受入のさいの現地通貨額を勘案した上で改めて一般の送金為替又は預貯金の支払のさいの換算率により換算

大蔵省

裏面白紙

して支払うことが適当である。

B 従つて、次の方針により、支払の措置を講ずることが  
妥当であると認められる。

(1) 軍事郵便貯金

(I) すでに行われている支払措置による支払をまだ受  
けていない者には、その部分につき現行通りそのま  
まの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年8月16日以後の預入分の残高のうち  
表示金額が1,500円をこえる部分については、  
その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算  
率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(I) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつ  
たことと現行の支払措置によりすでに1,500  
円が支払われることとを勘案し、手取金額が5,  
500円に達するまでは、金融機関の未払送金為  
替の支払のさいの換算率によること。

(II) 手取金額が5,500円をこえることとなる部  
分については、金融機関の在外預金の支払のさい  
の換算率によること。

(2) 旧外地郵便貯金

(I) すでに行われている支払措置による支払をまだ受

大  
蔵  
省

裏  
面  
白  
紙

27



けてない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後の預入分の残高については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(イ) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことを勘案し、手取金額が5,000円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率によること。

(ロ) 手取金額が5,000円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの換算率によること。

(B) 軍事郵便為替

(I) 昭和20年8月15日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年8月16日以後に振出のものについてはその表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年8月16日以後の振出のもので、表示金額が1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未

大蔵省

裏面白紙

払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(4) 旧外地郵便為替

(I) 昭和20年9月30日以前に振出のものはその表示金額の金額、同年10月1日以後に振出のものについては表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後に振出のもので表示金額1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(5) 旧外地郵便振替貯金

本邦で確認できるもの限り、旧外地郵便貯金の取扱に準じて支払うこと。

大  
陸  
省

裏  
面  
白  
紙

昭和29年4月19日

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題のうち「軍事郵便貯金等の処理」について、別紙の通り答申する。

在外財産問題調査会

会長 大野 瀧太

委員 小汀 利得

中村 建城

法華津孝太

松島 鷹夫

宮崎 太一

宮沢 俊義

柳井 恒夫

我妻 栄

大蔵省

裏面白紙

24

昭和29年4月19日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会  
会長 大野 龍 太

答 申 書

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆくという政府当局の考え方に賛同し、本年2月22日「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金為替及び在外預金の処理」について答申したところであるが、同様の趣旨から「軍郵郵便貯金等の処理」の問題を採り上げ慎重審議した結果、この問題は下記の意見により処理することを適当とするとの結論に達したので、こゝに答申する。

意 見

1 軍郵郵便貯金等の処理の基本方針

軍郵郵便貯金又は旧外地郵便貯金については、内地以

大 蔵 省

裏 面 白 紙

外の地域において預入された在外金融機関に対する預貯金が終戦後内地における支払を禁止されていたにもかかわらず、郵便貯金である特殊性にかんがみそれぞれ昭和20年8月15日又は同年9月30日までに預入された部分の残高については、すでに終戦の年の暮以来内地において全額支払を許されていたところであるが、なお上記それぞれの時期以後の預入分の残高の支払については制限があり、一定額以上の支払は留保されてきた。一般の在外金融機関に対する預貯金の支払措置については、さきに本調査会としては意見を答申したところであるが、上記支払留保分についても、このさいこれらの措置との衡平を考慮しつつ公正妥当な範囲内で支払を履行し得るよう措置することが適当であると認められる。

2 支払措置を講ずるに当つて留意すべき特殊性

(1) これら郵便貯金については、金融機関の在外店舗の預金が従来全く支払を禁ぜられていたのに反し、昭和20年12月以降すでに下記のような支払措置が講ぜられていること。

1 軍事郵便貯金

昭和20年8月15日以前の預入分の残高は全額、  
同年8月16日以後の預入分の残高については1、

大蔵省

裏面白紙



500円まで支払が行われている。

■ 旧外地郵便貯金

昭和20年9月30日以前の預入分の残高は全額  
支払が行われている。

■ 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替

為替証券が昭和20年9月25日以前に本邦に到着  
したもの限り1,000円まで支払が行われて  
いるが、これは金融機関の在外店舗から内地店舗に  
向けて振り出された現金為替の取扱と全く同様である。

(2) 従つて、現存の軍事郵便貯金等の残高の大部分はこの  
支払措置が行われたもの残存部分にすぎず、しかもこの支払措置との関連から、その内容は、

1 軍事郵便貯金は終戦後預入分の残高のうち1,500  
円をこえる部分のみであり

2 旧外地郵便貯金は昭和20年10月1日以後の預  
入分の残高のみであり、

3 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替は昭和20年9  
月25日以前に内地に到着したもので1,000円を  
こえる部分並びに同年9月24日以後に内地に到着  
したものに限られる。

大  
蔵  
省

裏  
面  
白  
紙

(3) 軍事郵便貯金等については、終戦前においてこれらのものが零細のものである種前から当時一般には嚴重な為替管理が実施されていたにもかかわらず、特に公定の為替換算率が無条件に適用されていたのであるが、上記(2)のような内容である現存の軍事郵便貯金等の残高は、終戦後現地通貨の実際価値が急激に暴落した状況下にあつて現地通貨による受入額が終戦前と比較著しく増大したのを感じ本来ならば一定金額以上の受入分については当然に一般為替管理の適用を受けべき筈であつたにもかかわらず、終戦時の混乱のため内地から指示することができず、また現地においては指示がないまま現地限りで一応従来例を踏襲して受入の措置が行われており、従つてその円表示金額は終戦前のものに対し異常に膨張し当時の郵便貯金の預入限度等をはるかにこえるものもある。

(4) このような事情によつて生じた円表示金額をそのまま郵便貯金等の債権額とみとめることは、金融機関の在外店舗の現金為替又は預貯金の取扱との隔断からいつて適当でなく、支払に当つては、軍事郵便貯金等の受入のさいの現地通貨額を勘案した上で改めて一般の現金為替又は預貯金の支払のさいの換算率により換算

大蔵省

裏面白紙

して支払うことが適当である。

● 従つて、次の方針により、支払の措置を講ずることが  
妥当であると認められる。

(1) 軍事郵便貯金

(1) すでに行われている支払措置による支払をまだ受  
けていない者には、その部分につき現行通りそのま  
まの金額で支払うこと。

(2) 昭和20年8月16日以後の預入分の残高のうち  
表示金額が1,500円をこえる部分については、  
その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算  
率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(3) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつ  
たことと現行の支払措置によりすでに1,500  
円が支払われることとを勘案し、手取金額が5,  
000円に達するまでは、金融機関の未払秀金為  
替の支払のさいの換算率によること。

(4) 手取金額が5,000円をこえることとなる部  
分については、金融機関の在外預金の支払のさい  
の換算率によること。

(2) 旧外地郵便貯金

(1) すでに行われている支払措置による支払をまだ受

大蔵省

裏面白紙

けてない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後の預入分の残高については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(I) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことを勘案し、手取金額が5,000円に達するまでは、金融機関の未払貯金為替の支払のさいの換算率によること。

(II) 手取金額が5,000円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの換算率によること。

(5) 軍郵便為替

(I) 昭和20年8月15日以前に振出のものはその表示金額の金額、同年8月16日以後に振出のものについてはその表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年8月16日以後の振出のもので、表示金額が1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未

大蔵省

裏面白紙

払込金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(4) 旧外地郵便為替

(I) 昭和20年9月30日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年10月1日以後に振出のものについては表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後に振出のもので表示金額1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金遣後開の未払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(5) 旧外地郵便振替貯金

本邦で確認できるものに限る。旧外地郵便貯金の取扱に準じて支払うこと。

大蔵省


裏面白紙




昭和29年4月19日

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題のうち「軍事郵便貯金等の処理」について、別紙の通り答申する。

在外財産問題調査会

会長 大野 龍太 

委員 小汀 利得 


中村 建城 

法華津孝太 

松島 鹿夫 

宮崎 太一 

宮沢 俊義 

柳井 恒夫 

我妻 栄

大蔵省

裏面白紙

(1)

16

昭和29年4月19日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会  
会長 大野 龍 太

答 申 書

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆくという政府当局の考え方に賛同し、本年2月22日「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金為替及び在外預金の処理」について答申したところであるが、同様の趣旨から「軍事郵便貯金等の処理」の問題を採り上げ慎重審議した結果、この問題は下記の意見により処理することを適当とするとの結論に達したので、こゝに答申する。

意 見

1 軍事郵便貯金等の処理の基本方針

軍事郵便貯金又は旧外地郵便貯金については、内地以

大蔵省

裏面白紙

(2)

15

外の地域において預入された在外金融機関に対する預貯金が終戦後内地における支払を禁止されていたにもかかわらず、郵便貯金である特殊性にかんがみそれぞれ昭和20年8月15日又は同年9月30日までに預入された部分の残高については、すでに終戦の年の暮以来内地において全額支払を許されていたところであるが、なお上記それぞれの時期以後の預入分の残高の支払については制限があり、一定額以上の支払は函保されてきた。一般の在外金融機関に対する預貯金の支払措置については、さきに本調査会としては意見を答申したところであるが、上記支払函保分についても、このさいこれらの措置との衡平を考慮しつつ公正妥当な範囲内で支払を履行し得るよう措置することが適当であると認められる。

2 支払措置を講ずるに当つて留意すべき特殊性

(1) これら郵便貯金については、金融機関の在外店舗の預金が従来全く支払を禁ぜられていたのに反し、昭和20年12月以降すでに下記のような支払措置が講ぜられていること。

1 軍事郵便貯金

昭和20年8月15日以前の預入分の残高は全額、  
同年8月16日以後の預入分の残高については1、

(3)

大蔵省

裏面  
白紙

14

500円まで支払が行われている。

■ 旧外地郵便貯金

昭和20年9月30日以前の預入分の残高は全額支払が行われている。

■ 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替

為替証書が昭和20年9月25日以前に本邦に到着したものに限り1,000円まで支払が行われているが、これは金融機関の在外店舗から内地店舗に向けて振り出された送金為替の取扱と全く同様である。

(2) 従つて、現存の軍事郵便貯金等の残高の大部分はこの支払措置が行われたもの残存部分にすぎず、しかもこの支払措置との関連から、その内容は、

1 軍事郵便貯金は終戦後預入分の残高のうち1,500円をこえる部分のみであり

■ 旧外地郵便貯金は昭和20年10月1日以後の預入分の残高のみであり、

■ 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替は昭和20年9月25日以前に内地に到着したもので1,000円をこえる部分並びに同年9月24日以後に内地に到着したものに限られる。

大蔵省

裏面白紙

(4)

13

(3) 軍事郵便貯金等については、終戦前においてこれらのものが零細のものである筈前から当時一般には厳重な為替管理が実施されていたにもかかわらず、特に公定の為替換算率が無条件に適用されていたのであるが、上記(2)のような内容である現存の軍事郵便貯金等の残高は、終戦後現地通貨の実際価値が急激に暴落した状況下にあつて現地通貨による受入額が終戦前に比し著しく増大したのに対応本来ならば一定金額以上の受入分については当然に一般為替管理の適用を受けるべき筈であつたにもかかわらず、終戦時の混乱のため内地から指示することができず、また現地においては指示がないまま、現地限りで一応従来例を踏襲して受入の措置が行われており、従つてその円表示金額は終戦前のもの比し異常に膨張し当時の郵便貯金の預入限度等をはるかにこえるものもある。

(4) このような事情によつて生じた円表示金額をそのまま郵便貯金等の債権額とみとめることは、金融機関の在外店舗の送金為替又は預貯金の取扱との権衡からいつて適当でなく、支払に当つては、軍事郵便貯金等の受入のさいの現地通貨額を勘案した上で改めて一般の送金為替又は預貯金の支払のさいの換算率により換算

大蔵省

裏面白紙

(5)



して支払うことが適当である。

5 従つて、次の方針により、支払の措置を講ずることが  
妥当であると認められる。

(1) 軍事郵便貯金

(I) すでに行われている支払措置による支払をまだ受  
けていない者には、その部分につき現行通りそのま  
まの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年8月16日以後の預入分の残高のうち  
表示金額が1,500円をこえる部分については、  
その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算  
率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(i) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつ  
たことと現行の支払措置によりすでに1,500  
円が支払われることとを勘案し、手取金額が5,  
500円に達するまでは、金融機関の未払送金為  
替の支払のさいの換算率によること。

(ii) 手取金額が5,500円をこえることとなる部  
分については、金融機関の在外預金の支払のさい  
の換算率によること。

(2) 旧外地郵便貯金

(I) すでに行われている支払措置による支払をまだ受

大  
蔵  
省

裏  
面  
白  
紙

16)

1)



けてない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後の預入分の残高については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(イ) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことを勘案し、手取金額が5,000円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率によること。

(ロ) 手取金額が5,000円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの換算率によること。

(B) 軍事郵便為替

(I) 昭和20年8月15日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年8月16日以後に振出のものについてはその表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年8月16日以後の振出のもので、表示金額が1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未

大蔵省

裏面白紙

(7)

10

払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(4) 旧外地郵便為替

(I) 昭和20年9月30日以前に振出のものはその表示金額の金額、同年10月1日以後に振出のものについては表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後に振出のもので表示金額1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(5) 旧外地郵便振替貯金

本邦で確認できるもの限り、旧外地郵便貯金の取扱に準じて支払うこと。

大蔵省

(8)

9

裏面白紙

郵政省  
送付用

煙野司

決裁文書

分類  
保存

2

5

F1

件名

引揚者の寺川市川旧日銀券の処理 並に米松造尾原替  
及び在外手金下付

受信者

大蔵大臣

発信者

内閣官房長官 福永健司

文書記  
号番号

標識 至急 秘 秘密

上記のことについて原紙のように

通知がおりたに  
て高賢に供

大臣	局長	主計課長	主幹課長	起案者	
政務次官	次長 部長	総務課長	総務課長		(電話) 192 係 受付日付、受付 番号、受付日付
事務次官	官房長	文書課長	文書課長		3-5 34773 送付
合議部局					121 209
	主計課長	総務課長			3-10 50
	銀行課長	銀行課長			3-16 69
	管財課長	管財課長			3-17 11
	高野司長	高野司長			受付 3-17 103 送付

先方の文書 記号番号	第 号	文書 種別	発送 種別	送達 種別	供覧 小包	部内通知	タイプ 印	月 日
先方の文 書の日付	昭和 27年 2月 23日	発送 種別	普通 使送	速達 小包	書留	電信	聯合 送付	月 日
起 案	昭和 27年 3月 7日	添付物又は 施行注意					送付	月 日
決 裁	29. 3. 30						宛封	月 日

裏  
面  
白  
紙

32

POP

受  
29.2.26  
7361号

29.2.26  
999

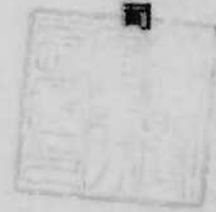
内閣閣甲第一五号

昭和二十九年二月二十四日

内閣官房長官 福永健司

大蔵大臣 小笠原 三九郎 殿

29.2.27  
第1662号



引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理並びに未払送金  
為替及び在外預金の処理について

標記の件について、在外財産問題調査会会長から別紙のとおり答  
申がありましたので、命によつて通知いたします。

総  
理  
府

裏  
面  
白  
紙

23

昭和29年2月22日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会会長  
大野 竜 太

答 申 書

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆこうという政府当局の考方に賛同し、先づ「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金為替及び在外預金の処理」の二つの問題を採り上げ慎重審議した結果、これらの問題は下記の意見に依り処理することを適当とするとの結論に達したので、こゝに答申する。

意 見

- 1 引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理
  - (1) 引揚者が外地から持ち帰った旧日銀券は、当時の為



替管理法令に基いて税関（当時海運局）に保管されてきたが、昨年8月以降本人の請求によつて税関の保管証と引き換えに返還する措置をとつている。これらの旧日銀券は法令により税関に保管されていたため新日銀券への引換が請求できなかつたものであるが、今回の返還措置に相応じ、本人の請求により日本銀行において新日銀券と引き換える機会を与えるものとする事。

(2) 旧日銀券と新日銀券とは原則として等価で引き換えるものとする事。但し、一定の限度を超える場合には、引換の割合及び金額につき、これと関連する他の諸措置との均衡を考慮し、或る程度の制限を設けることもやむを得ないものと認められる。

## 2 未払送金為替及び在外預金の処理

(1) 従来、金融機関（現に営業中の金融機関、閉鎖機関である金融機関及び在外会社である金融機関）の再建整備又は国内清算にさいして、在外負債として法令上未処理のままになつていた未払送金為替及び在外預金の処理については、次の理由により、この際他の一般の在外財産の処理と切り離し、関係諸法令に所要の改

正を加えて、夫々の金融機関において公正妥当な範囲内で支払をなし得る途を拓くこと。

(i) これら金融機関においては、再建整備又は特殊清算若しくは特殊整理の進捗により、これら負債の支払に当てる事が可能な資産を有しているものもあり、その支払を行うことは、これら金融機関の再建整備又は清算の促進に役立つこと。

(ii) 金融機関であることの特殊性に鑑み、事情の許す限りこれら未払送金為替又は在外預金を支払うことが適当であること。

(2) 未払送金為替と在外預金とでは次のようにその性質及び発生が異なるから、上記の支払に当つては、支払順位及び本邦円貨への換算率について差別を設け、未払送金為替の支払を在外預金の支払に優先させることを原則とする事。

(i) 在外預金は、金融機関の在外店舗が現地通貨で受け入れ、現地においてその通貨をもつて支払うことを本則としている純然たる在外債務である。送金為替は、本邦内において本邦通貨によつて支払わせるという約束の下に在外店舗が取組んだもので、その



点で在外店舗の債務であること~~は~~変りはないが、  
通例は支払人である本邦内の金融機関の店舗が、受  
取人に対し支払を行うことにより、この在外店舗の  
債務は消滅するものである。しかし乍ら、問題とな  
っている未払送金為替については、法令により支払  
を行う途が閉された結果、在外店舗に係る債務とい  
う形のまゝで、その後の法制即ち金融機関再建整備  
法、閉鎖機関令及び在外会社令では、在外債務とし  
て整理の対象から除外されているものである。

(4) 未払送金為替の多くのものについては、終戦時に  
おいて現地の公館等が在留邦人に対し、引揚後の生  
活資金に充てさせる趣旨で政府と打合の上、これが  
取組を勧奨した事実がある。これに反し、在外預金  
は、終戦前後において、在留邦人がその資産のうち  
から送金為替を組んだり、在外公館等借入金に応じ  
た後の残りのものであると一応考えることもできる。

従つて、

(1) 金融機関は、これら未払送金為替及び在外預金の  
支払に当り、その支払に充てるべき資産がその全額  
を支払うのに不足する場合には、未払送金為替を先  
順位、在外預金を後順位として支払を行うこと。  
(2) 未払送金為替の外貨表示の金額の換算については、  
当時の実行換算率で現実には支払われることを前提  
として送金の取組をしたものである事情を考へて、  
支払停止措置の採られたときの為替管理の実行換算  
率を勘案した換算率を定めること。又、在外預金に  
ついては、本来現地で現地通貨で、支払うべき債務  
であり、しかも当該現地通貨は現在既に法的には流  
通していないので、この際は、在外公館等借入金  
の返済の際採られた換算率に準じて適当な換算率を  
定めること。

(3) 今回の支払は、引揚者に対する考慮を一つの重要  
をわらうとするものである。従つて、

(1) 金融機関は未払送金為替の支払に当つては、小額  
債権の保護の建前をとり、一定金額までの債権はこ  
れを優先して支払うこととする。在外預金の支

払に当つても、これに準ずること。

(四) 支払を受けるものの範囲は、本邦人に限るを原則とする。

(4) 今回の支払に当つては、具体的を衡平を考慮し、金融機関が、未払送金為替又は在外預金の支払受領人に対して有する反対債権は、支払受領額の限度において、これを取り立て得るものとする。

(5) 引揚後支払が実行されるまで相当の年月が経過していることであるので、在外預金のみならず未払送金為替についても、各金融機関は、夫々の支払に充てるべき資産の状態に応じ、利息相当額に準じた適当な割増金を附与することも考慮すること。

3. 今回の措置に当つて、金融機関再建整備法、閉鎖機関令及び在外会社令等既存の法令により、現在既に確立されている秩序との調整に留意し、それぞれの金融機関の性格の相異に応じ、法制化に当つては、若干の相異を設けることが妥当と思われる。

理財司 決裁文書

分類  
保存

3

件名 在外財産問題調査会 答申書について			
受信者 幹事 氏名		発信者 在外財産問題調査会会長	
文書記号番号 蔵理第3277号		標識 全 宛 極秘	
上記のことについて別紙のように			
大臣	局長	主管課長	主管課長
事務次官	次長・部長	総務課長	総務課長
事務次官	官房長	文書課長	文書課長
報告 してよろしいか伺います。 上です。 起案者 (電話) 194 受付日付・受付番号・受付日付 2.26 34928			
各課部局			
先方の文書記号番号	請	文書種別	発送 宛 部内通知
先方の文書の日付	昭和 年 月 日	発送種別	普通 速達 留置 電話 郵便 小包 部内通知
起 案	昭和 29 年 2 月 23 日	添付物又は 施行注意	答申書
決 裁	昭和 29 年 2 月 26 日		

裏面白紙

40 (392)

大蔵省

年月日

總理大臣府審議官兼指券課長

田上辰雄

法制司次長 林修三

外務省印行課長 中川融

引揚取扱課長 田辺繁雄

宛

在外財産問題調査  
会長 大野竜太

在外財産問題調査会答申書

昭和29年2月10日<sup>26日</sup>の調査会

御審議願の答申書(案)につき

「引揚着の折54号の旧日報券の処理」並びに「未払送金取扱及  
在外予金の処理」の問題に對する

外、昭和29年2月22日付七七七別

(資料No.48)

亦、答申書のほか、内閣總理大臣宛

裏面  
白紙



大 蔵 省

レ、 又  
答申~~致付~~ 行方同日 辨査

会会長の名を以て新聞発表を致

す。 右御報告申し上げす。

裏  
面  
白  
紙

昭和29年3月22日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会会長  
大野 竜 太

答 申 書

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆこうという政府当局の考方に賛同し、先づ「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金為替及び在外預金の処理」の二つの問題を探り上げ慎重審議した結果、これらの問題は下記の意見に依り処理することを適当とするとの結論に達したので、ここに答申する。

意 見

1 引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理

(1) 引揚者が外地から持ち帰った旧日銀券は、当時の為



替管理法令に基づいて税関（当時海運局）に保管されてきたが、昨年3月以降本人の請求によつて税関の保管証と引き換えに返還する措置をとつている。これらの旧日銀券は法令により税関に保管されていたため新日銀券への引換が請求できなかつたものであるが、今回の返還措置に相応じ、本人の請求により日本銀行において新日銀券と引き換える機会を与えるものとする。

(2) 旧日銀券と新日銀券とは原則として等価で引き換えるものとする。但し、一定の限度を超える場合には、引換の割合及び金額につき、これと関連する他の諸措置との相衡を考慮し、或る程度の制限を設けることもやむを得ないものと認められる。

## 2 未払送金為替及び在外預金の処理

(1) 従来、金融機関（現に営業中の金融機関、閉鎖機関である金融機関及び在外会社である金融機関）の再建整備又は国内清算にさいして、在外負債として法令上未処理のままになつていた未払送金為替及び在外預金の処理については、次の理由により、この際他の一般の在外財産の処理と切り離し、関係諸法令に所要の改

正を加えて、夫々の金融機関において公正妥当な範囲内で支払をなし得る途を拓くこと。

(1) これら金融機関においては、再建整備又は特殊清算若しくは特殊整理の進捗により、これら負債の支払に当てることが可能な資産を有しているものもあり、その支払を行うことは、これら金融機関の再建整備又は清算の促進に役立つこと。

(2) 金融機関であることの特異性に鑑み、事情の許す限りこれら未払送金為替又は在外預金を支払うことが適当であること。

(3) 未払送金為替と在外預金とでは次のようにその性質及び発生の事情が異なるから、上記の支払に當つては、支払順位及び本邦円債への換算率について差別を設け、未払送金為替の支払を在外預金の支払に優先させることを原則とすること。

(1) 在外預金は、金融機関の在外店舗が現地通貨で受け入れ、現地においてその通貨をもつて支払うことを本則としている純然たる在外債務である。送金為替は、本邦内において本邦通貨によつて支払せよという約束の下に在外店舗が取組んだもので、その

点で在外店舗の債務であること等は変わりはないが、  
通例は支払人である本邦内の金融機関の店舗が、受  
取人に対し支払を行うことにより、この在外店舗の  
債務は消滅するものである。しかし乍ら、問題とな  
っている未払送金為替については、法令により支払  
を行う途が閉ざされた結果、在外店舗に係る債務とい  
う形のままで、その後の法制即ち金融機関再建整備  
法、閉鎖機関令及び在外会社令では、在外債務とし  
て整理の対象から除外されているものである。

(4) 未払送金為替の多くのものについては、終戦時に  
ついては現地の公館等が在留邦人に対し、引揚後の生  
活資金に充てさせる趣旨で政府と打合の上、これが  
取組を勧奨した事実がある。これに反し、在外預金  
は、終戦前後において、在留邦人がその資産のうち  
から送金為替を繰りだり、在外公館等借入金に応じ  
た後の残りのものであると一応考えることもできる。

従つて、

(1) 金融機関は、これら未払送金為替及び在外預金の  
支払に当り、その支払に充てるべき資産がその全額  
を支払うのに不足する場合には、未払送金為替を先  
順位、在外預金を後順位として支払を行うこと。

(2) 未払送金為替の外貨表示の金額の換算については、  
当時の実行換算率で現実には支払われることを前提  
として送金の取組をしたものである事情を考へて、  
支払停止状態の採られたときを為替管理の実行換算

勘案した換算率を定めること。又、在外預金に  
ついては、未払現地で現地通貨で、支払うべき債務  
であり、しかも当該現地通貨は現在既に法的には流  
通していないので、この際は、在外公館等借入金の  
返済の際採られた換算率に準じて適当な換算率を定  
めること。

(3) 今回の支払は、引揚者に対する考慮を一つの重要な  
ねらいとするものである。従つて、

(1) 金融機関は未払送金為替の支払に当つては、小額  
債権の保護の建前をとり、一定金額までの債権はこ  
れを優先して支払うこととする。在外預金の支

払に当つても、これに準ずること。

(四) 支払を受けるものの範囲は、本邦人に限るを原則  
とすること。

(4) 今回の支払に当つては、具体的を衡平を考慮し、金融機関が、未払送金為替又は在外預金の支払受領人に対して有する反対債権は、支払受領額の限度において、これを取り立て得るものとする。

(5) 引揚後支払が実行されるまで相当の年月が経過していることであるので、在外預金のみならず未払送金為替についても、各金融機関は、夫々の支払に充てるべき資産の状態に応じ、利息相当額に準じた適当な割増金を附与することも考慮すること。

3 今回の措置に当つて、金融機関再建整備法、閉鎖機関令及び在外会社令等既存の法令により、現在既に確立されている秩序との調整に留意し、それぞれの金融機関の性格の相異に応じ、法制化に当つては、若干の相異を設けることが妥当と思われる。





大 蔵 省

年 月 日

小 訂 利 得

中 村 建 城

法 華 律 考 大

松 島 鹿 丈

岩 崎 太 一

宮 沢 俊 教

柳 井 順 夫

外 建 株

宛

在外財産問題調査会 会長

大 野 竜 太

在外財産問題調査会 答申書 15711

第 6 回  
第 2 期

表 綴 昭 和 27 年 2 月 18 日 掛 書 会 心 御 筋

議 台 頂 上 答 申 書 15711 昭 和

「引揚者の持ち帰る旧日録等の処理」<sup>並</sup>「未払還金」<sup>等</sup>及び在外財産  
の処理の問題に対する

裏  
面  
白  
紙

(資料 No. 48)

大 蔵 省 別 録 答 申 書 の 七 本

29年2月22日付の御返書 内閣総理大臣

宛正式に答申~~書~~。 同~~様~~

調査会委員の名を以て 新聞発表を

致し候。

なお、去る3月4日の、水戸同知事宛

の~~答申書~~

に於ては既に記述あり

に~~て~~ 御署名を頂~~か~~ 此後亦願

御諒承の程不敏に申し上げます。

の申しあげます。

裏面白紙

48



昭和29年2月22日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会会長  
大野 意 太

答 申 書

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆこうという政府当局の考方に賛同し、先づ「引揚者の持ち帰った旧日銀券（紙幣）」並びに「未払送金為替及び在外預金の処理」の二つの問題を探り上げ慎重審議した結果、これらの問題は下記の意見に依り処理することを適当とするとの結論に達したので、こゝに答申する。

意 見

1 引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理

(1) 引揚者が外地から持ち帰った旧日銀券は、当時の為

を管理法令に基いて税関（当時海運局）に保管されてきたが、昨年3月以降本人の請求によつて税関の保管証と引き換えに返還する措置をとつている。これらの旧日銀券は法令により税関に保管されていたため新日銀券への引換が請求できなかつたものであるが、今回の返還措置に相応じ、本人の請求により日本銀行において新日銀券と引き換える機会を与えるものとする事。

(2) 旧日銀券と新日銀券とは原則として等価で引き換えるものとする事。但し、一定の限度を超える場合には、引換の割合及び金額につき、これと関連する他の諸措置との総衡を考慮し、或る程度の制限を設けることもやむを得ないものと認められる。

## 2 未払送金為替及び在外預金の処理

(1) 従来、金融機関（現に営業中の金融機関、閉鎖機関である金融機関及び在外会社である金融機関）の再建整備又は国内清算にさいして、在外負債として法令上未処理のままになつていた未払送金為替及び在外預金の処理については、次の理由により、この際他の一般の在外財産の処理と切り離し、関係諸法令に所要の改

正を加えて、夫々の金融機関において公正妥当な範囲内で支払をなし得る途を拓くこと。

(1) これら金融機関においては、再建整備又は特殊清算若しくは特殊整理の進捗により、これら負債の支払に当てる事が可能な資産を有しているものもあり、その支払を行うことは、これら金融機関の再建整備又は清算の促進に役立つこと。

(2) 金融機関であることの特異性に鑑み、事情の許す限りこれら未払送金為替又は在外預金を支払うことが適当であること。

(3) 未払送金為替と在外預金とでは次のようにその性質及び発生の事情が異なるから、上記の支払に当つては、支払順位及び本邦円貨への換算率について差別を設け、未払送金為替の支払を在外預金の支払に優先させることを原則とする事。

(4) 在外預金は、金融機関の在外店舗が現地通貨で受け入れ、現地においてその通貨をもつて支払うことを本則としている純然たる在外債務である。送金為替は、本邦内において本邦通貨によつて支払わせるという約束の下に在外店舗が取組んだもので、その

点で在外店舗の債務であることと異なりは無いが、  
通例は支払人である本邦内の金融機関の店舗が、受  
取人に対し支払を行うことにより、この在外店舗の  
債務は消滅するものである。しかし乍ら、問題とな  
っている未払送金為替については、法令により支払  
を行う途が閉ざされた結果、在外店舗に係る債務とい  
う形のままで、その後の法制即ち金融機関再建整備  
法、閉鎖機関令及び在外会社令では、在外債務とし  
て整理の対象から除外されているものである。

(4) 未払送金為替の多くのものについては、終戦時に  
おいて現地の公館等が在留邦人に対し、引揚後の生  
活資金に充てさせる趣旨で政府と打合の上、これが  
取組を勧奨した事実がある。これに反し、在外預金  
は、終戦前後において、在留邦人がその資産のうち  
から送金為替を組んだり、在外公館等借入金に充て  
た後の残りのものであると一応考えることもできる。

従つて、

(1) 金融機関は、これら未払送金為替及び在外預金の  
支払に当り、その支払に充てるべき資産がその全額  
を支払うのに不足する場合には、未払送金為替を先  
順位、在外預金を後順位として支払を行うこと。

(2) 未払送金為替の外貨表示の金額の換算については、  
当時の実行換算率で現実には支払われることを前提  
として送金の取組をしたものである事情を考へて、  
支払停止法の採られたときを為替管理の実行換算  
率を勘案した換算率を定めること。又、在外預金に  
ついては、亦実現地で現地通貨で、支払すべき債務  
であり、しかも当該現地通貨は現在既に法的には流  
通しているもので、この際は、在外公館等借入金の  
返済の際採られた換算率に準じて適当な換算率を定  
めること。

(3) 今回の支払は、引揚者に対する考慮を一つの重要な  
ねらいとするものである。従つて、

(1) 金融機関は未払送金為替の支払に当つては、小額  
債権の保護の建前をとり、一定金額までの債権はこ  
れを優先して支払うこととする。在外預金の支

払に当つても、これに準ずること。

(ウ) 支払を受けるものの範囲は、本邦人に限るを原則とする。

(4) 今回の支払に当つては、具体的な衡平を考慮し、金融機関が、未払送金為替又は在外預金の支払受領人に対して有する反対債権は、支払受領額の限度において、これを取り立て得るものとする。

(5) 引揚後支払が実行されるまで相当の年月が経過していることであるので、在外預金のみならず未払送金為替についても、各金融機関は、夫々の支払に充てるべき資産の状態に応じ、利息相当額に準じた適当な割増金を附与することも考慮すること。

5 今回の措置に当つて、金融機関再建整備法、閉鎖機関令及び在外会社令等既存の法令により、現在既に確立されている秩序との調整に留意し、それぞれの金融機関の性格の相異に応じて、法制化に当つては、若干の相異を設けることが妥当と思われる。



理財局外債課決裁文書

分類  
保存

件名 引揚者の持ち帰った旧日本銀行券、未払送金有皆  
及び銀行予金等の処理方針に対する在外財産問題調査会  
の答申書(案)について

文書記号番号 文書・送金 税 (保)

上記のことについて別紙のよう行  
案を第6回在外財産問題調査会に提案してよろしいか伺います。

大臣	局長	主管課長	主管課	外債課	係
政務次官	大長部長	総務課長	総務課	(電話) 165.174	受付日付・受付番号・取付日付
事務次官	官房長	文書課長	文書課	2.18	2.18
合議部局	銀行局長	総務課長	銀行課長	2.18	45
	管財局長	総務課長	肉銀残高課長	2.18	34874

先方の文書記号番号	第	文書・送金 種類	発送 供覧 ( ) 部内通知	タイプ	印
先方の文書の日付	昭和	年	月	日	照合
起	案	昭和29年2月18日	発送 普通 封筒 留置 電話 種別 使送 小包 部内通知	発送	印
決	案	29.2.20	添付物又は 捺行注意	月	日
				月	日

裏面白紙



極秘

昭和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

在外財産問題調査会会長

答 申 書 (案)

昭和 年 月 日第 号をもつて諮問を受け  
た「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本  
調査会としては現在の段階で解決できるものから順次に解  
決してゆこうという政府当局の考方に賛同し、その提案に  
従い、先づ「引揚者の持ち帰つた旧日銀券の処理」並びに  
「未払送金為替及び在外預金の処理」の二つの問題を探り  
上げ、~~それぞれ~~種々の角度から慎重審議した結果、これら  
の問題は下記の意見に依り処理することを相当とすると考  
えるに至つたので、~~審議の経過に関する議事録を添へ~~こ  
こに答申する。

意 見

- 1 引揚者の持ち帰つた旧日銀券の処理

(1) 引揚者が外地から持ち帰った旧日銀券は、当時の為替管理法令に基づいて税関(当時海運局)に保管されてきたが、昨年9月以降本人の請求によつて税関の保管証と引き換えに返還する措置をとつている。これらの旧日銀券は法令により税関に保管されていたため新日銀券への引換が請求できなかつたものであるが、今回の返還措置に相応じ、本人の請求により日本銀行において新日銀券と引き換える機会を与えるものとする事。

(2) 旧日銀券と新日銀券とは原則として等価で引き換えるものとする事。但し一定の限度を超える場合には、引換の割合及び金額につきこれと関連する他の諸措置との適合を考慮し或る程度の制限を設けることもやむを得ないものと認められる。

## 2 未払送金為替及び在外預金の処理

(1) 従来、金融機関(現に営業中の金融機関、閉鎖機関である金融機関及び在外会社である金融機関)の再建整備又は国内清算にさいして、法令上は在外負債として法令上<sup>に</sup>未処理のまま~~未~~となつていた未払送金為替及び在外預金の処理については、次の理由により、この際

池の一般の在外財産の処理と切り離し、関係諸法令に所要の改正を加えて夫々の金融機関において公正妥当な範囲内で支払をなし得る途を拓くこと。

(イ) これら金融機関においては、再建整備又は特種清算若しくは特種整理の遂行により、これら負債の支払に当てる事が可能な資産を有しているものもあり、その支払を行うことは、これら金融機関の再建整備又は清算の促進に役立つこと。

(ロ) 金融機関であることの特殊性に等み、事情の許す限りこれら未払送金為替又は在外預金を支払うことが適当であること。

(2) 未払送金為替と在外預金とでは次のようにその性質及び発生<sup>の</sup>事情が異なるから、上記の支払に当つては、支払順位及び外貨表示金額の本邦円貨への換算率について差別を設け、未払送金為替の支払を在外預金の支払に優先させることを原則とすること。

### 性格及び事情の相異

(イ) 在外預金は、金融機関の在外店舗が現地通貨で受け入れ、現地においてその通貨をもつて支払うことを本則としている純然たる在外債務である。未払送

金為替は、本邦内において本邦通貨によつて支払われるという契約の下に在外店舗が取組んだもので、その点で在外店舗の債務であることは、変りはないが、通例は支払人である本邦内の金融機関の店舗が、受取人に対し支払を行うことにより、この在外店舗の債務は消滅するものである。しかし、<sup>3/27</sup>問題となつている未払送金為替については、法令により支払を行う途が閉された結果、在外店舗に係る債務という形のみで、その後の法制即ち金融機関再建整備法、閉鎖機関令及び在外会社令では、在外債務と

(ロ) <sup>3/27</sup>して整理の対象から除外されているものである。留邦人に対し引揚後の生活資金に充てさせる趣旨で政府と打合の上これが取組を勧奨した事実がある。これに反し在外預金は、終戦前後において在留邦人がその資産のうちから送金為替を組んだり在外公館等借入金に応じた後の残りのものであると一応考えることもできる。  
ちれる。

従つて

(1) 金融機関は、これら未払送金為替及び在外預金の支払に当り、その支払に充てるべき資産がその全額を<sup>足</sup>支払うのに不<sup>足</sup>する場合には、未払送金為替を先順位、在外預金を<sup>後</sup>順位として支払を行うこと。

(2) ~~外貨表示の金額の換算~~ <sup>外貨表示の金額の換算</sup>未払送金為替については、当時の実行<sup>換算率</sup>で現実には支払われることを前提として送金の取組をしたものである事情を考へて支払停止措置の採られたときの<sup>換算率</sup>の金額の<sup>換算</sup>を<sup>換算率</sup>を<sup>換算率</sup>に<sup>換算</sup>すること。又在外預金については、本来現地で、現地通貨で、支払うべき債務でありしかも当該現地通貨は現在既に法的には流通していないので、この際は在外公館等借入金の返済の際採られた<sup>換算率</sup>に<sup>換算率</sup>に<sup>換算</sup>して<sup>換算率</sup>を定めること。

(3) 今回の支払は、引揚者の<sup>3/27</sup>窮状の緩和を一つのねらいとするものである。従つて、

(1) 金融機関は未払送金為替~~及び在外預金の~~支払に当り、~~その支払に充てるべき資産がその全額を支払う~~  
~~に不足する場合には、少額債権者保護の趣旨をと~~



は受取人に対し一応は支払の義務をもつが、その支払を拒絶することもできる。従つて未払送金為替は純然たる在外債務でもなく又純然たる本邦内債務でもなく、いわば中間的な性格をもつもので、ただ従来金融機関再建整備法、閉鎖機関令及び在外会社令において法制的に在外債務として整理の対象から除外されていたにすぎないものである。

(ロ) <sup>多くのものについて</sup>未払送金為替は終戦時において現地の公館等が在留邦人に対し引揚後の生活資金に充てさせる趣旨で政府と打合の上これが取組を勧奨した事実がある。これに反し在外預金は、終戦前後において在留邦人がその資産のうちから送金為替を組んだり在外公館等借入金に応じた後の残りのものであると一応考えることもできる。  
ちれる。

従つて

(1) 金融機関は、これら未払送金為替及び在外預金の支払に当り、その支払に充てるべき資産がその全部を支払うのに不<sup>足</sup>する場合には、未払送金為替を先順位、在外預金を後順位として支払を行うこと。

(2) ~~外債表上の金額の換算は~~ <sup>外貨表示の金額の換算</sup>未払送金為替については、当時の実行~~レート~~ <sup>換算率</sup>で現実には支払われることを前提として送金の取組をしたものである事情を考へて支払停止措置の採られたときの為替管理の実行~~レート~~ <sup>換算率</sup>を勘定した ~~レート~~ <sup>換算率</sup>を定めること。又在外預金に<sup>の金額の換算</sup>については、本来現地で、現地通貨で、支払うべき債務でありしかも当該現地通貨は現在既に法的には流通していないので、この際は在外公館等借入金の返済の際採られた ~~レート~~ <sup>換算率</sup> に準じて ~~レート~~ <sup>換算率</sup> を定めること。

(3) 今回の支払は、引揚者の貸状の裏面を一つのねらいとするものである。従つて、

(1) 金融機関は未払送金為替 ~~及び在外預金の~~ 支払に当り、~~その支払に充てるべき資産がその全部を支払うのに不足する場合には、~~ 少額債権者保護の趣旨をと

り一定金額までの債権はこれを優先して支払うこと  
とすること。在外預金使払はあつたに準ずること。

(四) 支払を受けるものの範囲は、本邦人又はこれに準  
ずるものに限るを原則とすること。

(4) 今回の支払に当つては、具体的な衡平を考慮し、金  
融機関が、未払送金為替又は在外預金の支払受領人に  
対して有する反対債権は、<sup>支払金額の</sup>現在の諸法令の下に定められた  
~~順序に著しい変更を加えない~~限度において、これを取  
立て得るものとする。

(5) 引揚後支払が実行されるまで相当の年月  
が経過していることであるので、在外預金のみならず  
未払送金為替について<sup>未払金融機関債</sup>夫々の支払に当てるべき資産の  
状態に応じ、利息相当額に達した適当な割増金を附与  
することとする。

(6) 今回の措置の<sup>法制化に当り</sup>実施に当り、それぞれの金融機関、先

(6) 今回の措置に当つて、金融機関再建整備法、閉鎖機  
関令及び在外会社令等既存の法令により、現在既に確  
立されている秩序との調整に留意し、それぞれの金融  
機関の性格の相異に応じて、法制化に当り、若干の相  
異を設けることが妥当と思われる。



理財局 決裁文書

分類  
保存

64

件名 「在外財産問題調査会答申書」と  
閣議に報告するに付

受信者 発信者

文書記号番号 標識 (重要) 秘 (機密)

上記のことについて別紙のように

報告

してよろしいか伺います。

大臣 局長 主管課長 主管課 記者

政務次官 次長・部長 総務課長 総務課 外債課 (電話) 後

事務次官 官房長 文書課長 文書課

台紙部

~~事務次官~~  
~~官房長~~  
~~文書課長~~  
~~文書課~~  
~~総務課長~~  
~~総務課~~  
~~外債課長~~  
~~外債課~~  
~~銀務課長~~  
~~銀務課~~  
~~外務課長~~  
~~外務課~~

先方の文書記号番号	第 号	文書・発送 種類	供覧 何	部内通知	タイプ 印
先方の文書の日付	昭和 年 月 日	発送 普通 種別	通達 普通 小包	電話 部内通知	照合 印
起 案	昭和 29 年 2 月 22 日	深付加又は 施行注意			発送 印
決 段	29. 2. 22				月 日

裏面白紙

昭和29年2月22日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会会長  
大野 竜 太

答 申 書

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆこうという政府当局の考方に賛同し、先づ「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金為替及び在外預金の処理」の二つの問題を探り上げ慎重審議した結果、これらの問題は下記の意見に依り処理することを適当とするとの結論に達したので、ここに答申する。

意 見

- 1 引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理
  - (1) 引揚者が外地から持ち帰った旧日銀券は、当時の為

替管理法令に基づいて税関（当時海運局）に保管されてきたが、昨年8月以降本人の請求によつて税関の保管証と引き換えに返還する措置をとつている。これらの旧日銀券は法令により税関に保管されていたため新日銀券への引換が請求できなかつたものであるが、今回の返還措置に相応に、本人の請求により日本銀行において新日銀券と引き換える機会を与えるものとする。

(2) 旧日銀券と新日銀券とは原則として等価で引き換えるものとする。但し、一定の限度を超える場合には、引換の割合及び金額につき、これと関連する他の諸措置との権衡を考慮し、或る程度の制限を設けることもやむを得ないものと認められる。

## 2 未払送金為替及び在外預金の処理

(1) 従来、金融機関（現に営業中の金融機関、閉鎖機関である金融機関及び在外会社である金融機関）の再建整備又は国内清算にさいして、在外負債として法令上未処理のままになつていた未払送金為替及び在外預金の処理については、次の理由により、この際他の一般の在外財産の処理と切り離し、関係諸法令に所要の改

正を加えて、夫々の金融機関において公正妥当な範囲内で支払をなし得る途を拓くこと。

(1) これら金融機関においては、再建整備又は特殊清算若しくは特殊整理の進捗により、これら負債の支払に当てること可能な資産を有しているものもあり、その支払を行うことは、これら金融機関の再建整備又は清算の促進に役立つこと。

(2) 金融機関であることの特異性に鑑み、事情の許す限りこれら未払送金為替又は在外預金を支払うことが適当であること。

(3) 未払送金為替と在外預金とでは次のようにその性質及び発生が異なるから、上記の支払に当つては、支払順位及び本邦円貨への換算率について差別を設け、未払送金為替の支払を在外預金の支払に優先させることを原則とすること。

(4) 在外預金は、金融機関の在外店舗が現地通貨で受け入れ、現地においてその通貨をもつて支払うことを本則としている純然たる在外債務である。送金為替は、本邦内において本邦通貨によつて支払わせるという約束の下に在外店舗が取組んだもので、その

点で在外店舗の債務であること等変りはないが、  
通例は支払人である本邦内の金融機関の店舗が、受  
取人に対し支払を行うことにより、この在外店舗の  
債務は消滅するものである。しかし乍ら、問題とな  
っている未払送金為替については、法令により支払  
を行う途が閉された結果、在外店舗に係る債務とい  
う形のままで、その後の法制即ち金融機関再建整備  
法、閉鎖機関令及び在外会社令では、在外債務とし  
て整理の対象から除外されているものである。

(4) 未払送金為替の多くのものについては、終戦時に  
おいて現地の公館等が在留邦人に対し、引揚後の生  
活資金に充てさせる趣旨で政府と打合の上、これが  
取組を勧奨した事実がある。これに反し、在外預金  
は、終戦前後において、在留邦人がその資産のうち  
から送金為替を組んだり、在外公館等借入金に応じ  
た後の残りのものであると一応考えることもできる。

従つて、

(1) 金融機関は、これら未払送金為替及び在外預金の  
支払に当り、その支払に充てるべき資産がその全額  
を支払うのに不足する場合には、未払送金為替を先  
順位、在外預金を後順位として支払を行うこと。

(2) 未払送金為替の外貨表示の金額の換算については、  
当時の実行換算率で現実には支払われることを前提  
として送金の取組をしたものである事情を考へて、  
支払停止後、その採られたとき、為替管理の実行換算  
率を勘案した換算率を定めること。又、在外預金に  
ついては、請求現地で現地通貨で、支払うべき債務  
であり、しかも当該現地通貨は現在既に法的には流  
通していないので、この際は、在外公館等借入金の  
返済の際採られた換算率に準じて適当な換算率を定  
めること。

(3) 今回の支払は、引揚者に対する考慮を一つの重要な  
わらいとするものである。従つて、

(1) 金融機関は未払送金為替の支払に当つては、小額  
債権の保護の建前をとり、一定金額までの債権はこ  
れを優先して支払うこととする。在外預金の支



払に当つても、これに準ずること。

(4) 支払を受けるものの範囲は、本邦人に限るを原則とする。

(4) 今回の支払に当つては、具体的を衡平を考慮し、金融機関が、未払送金為替又は在外預金の支払受領人に対して有する反対債権は、支払受領額の限度において、これを取り立て得るものとする。

(5) 引揚後支払が実行されるまで相当の年月が経過してゐることであるので、在外預金のみならず未払送金為替についても、各金融機関は、夫々の支払に立てるべき資産の状態に応じ、利息相当額に準じた適当な割増金を附与することも考慮すること。

3 今回の措置に当つて、金融機関再建整備法、閉鎖機関令及び在外会社令等既存の法令により、現在既に確立されている秩序との調整に留意し、それぞれの金融機関の性格の相異に応じて、法制化に当つては、若干の相異を設けることが妥当と思われる。





大藏省

大藏省

1	...	...
2	...	...
3	...	...
4	...	...
5	...	...
6	...	...
7	...	...
8	...	...
9	...	...
10	...	...
11	...	...
12	...	...
13	...	...
14	...	...
15	...	...
16	...	...
17	...	...
18	...	...
19	...	...
20	...	...
21	...	...
22	...	...
23	...	...
24	...	...
25	...	...
26	...	...
27	...	...
28	...	...
29	...	...
30	...	...
31	...	...
32	...	...
33	...	...
34	...	...
35	...	...
36	...	...
37	...	...
38	...	...
39	...	...
40	...	...
41	...	...
42	...	...
43	...	...
44	...	...
45	...	...
46	...	...
47	...	...
48	...	...
49	...	...
50	...	...

61-1

裏面白紙





理對的 決裁文書

分類  
保存

71

F11

支松留保中の軍事及心留外地郵便局替貯金トシ

受信者

大蔵事務次官

発信者

郵政事務次官

文書記  
号番号

標識・封筒 秘 密

上記のことについて別紙のように郵政事務次官から要請があったので

供覧

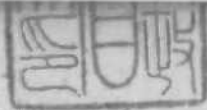
大臣	局長	主幹課長	主幹課	起案者	
政務次官	次長・部長	総務課長	総務課	(電話) 194	受付日付・受付 番号・返付日付
事務次官	官房長	文書課長	文書課	3.5	34992
合議課長					

注 昭29.3.4 委員会議題

先方の文書 記号番号	類	文書 種別	発送 供覧	詞	部内通知	タイプ	印
先方の文 書の日付	昭和 年 月 日	発送 種別	普通 使送	速達	書留	聯合	印
起 案	昭和29年3月1日	添付物又は 施行注意	小包			発送	印
決	29.3.11					宛結	印
							月 日

裏  
面  
白  
紙





理財局外債課  
29.3.2  
第170号

理財局  
総務課総務係  
29.3.-2  
第1050号

大蔵省接受  
29.3.2.  
理第1056号

郵二葉第一三九号

昭和二十九年三月二日

郵政事務次官

大蔵事務次官 殿



郵政省

裏面白紙

支払留保中の軍事及び旧外地郵便為替貯金について

右については、外国為替管理法令の規定による支払制限があり、その支払留保残額については、在外財産処理問題と関係があるため、今日まで処理方針の決定を見なかつたが、先般内閣に設置された在外財産問題調査会の答申に基づき、近く引揚者の時滞り旧日本銀行券の交換及び在外銀行預金の支払が開始されようとする情勢にあるので、預金者等の強い要望に答えるため、別紙支払制限撤廃案を右調査会の審議にかけ、その答申を求めよう、よろしくお取り計らい願います。

特

共第 853 号 28.7 (正案第)

65

秘

引揚者及び復員軍人軍属の有する郵便  
為替貯金債権の処理について

一、債権の種類及び取扱の現状

引揚者及び復員軍人軍属の有する郵便為替貯金債権は次のとおりであつて、外国為替管理法令の規定により、それぞれ下記のとおり制限支払を行つてゐる。

種別	説明	支払制限	支払留保額
(1) 軍事郵便貯金	日本政府発行の郵便貯金通帳により、野戦郵便局又は海軍々用郵便所で預入された貯金。預金者は原則として軍人軍属に限られた。	終戦前の預入金は金額、終戦後の預入金は一、千五百円まで支払い、千五百円を超える金額は支払を留保する。	四二万口座 一三億円
(2) 旧外地郵	日本政府発行の郵便貯金通帳により、朝鮮、台湾、関東州	昭和二〇年九月三〇日以前の預入金は金額を支払い、	三万口座

便貯金	等旧外地の郵便局で預入された貯金。	同年一〇月一日以後の預入金は全額支払を留保する。	一億円
(3) 軍事郵便 為替	野戦郵便局又は海軍々用郵便所で取り組まれた為替。利用者は原則として軍人軍属に限られ、留守宅送金である。	為替目録簿が昭和二〇年九月二三日以前に本邦に到着したもの限り千円を限度として支払い、千円を超える金額及び同年九月二四日以後到着したものは全額支払を留保する。	一九万件 一億円
(4) 旧外地郵便 為替	旧外地の郵便局で取り組まれた為替	為替証書が昭和二〇年九月二三日以前に本邦に到着したもの限り千円を限度として支払い、千円を超える金額及び同年九月二四日以後到着したものは全額支払を留保する。	不明 （終戦前取組のものが大部分で、未払為替は少額と認められる。）

二 債権処理の方針

これらの債権については、次の理由により、債権を証明する書類（貯金通帳、為替証書等）を有する場合に限り、現行の支払制限を撤廃して支払うものとする。

- （一）引揚者に対する措置として、すでに在外公館借入金返済が実施されており、近く持帰り旧日銀券の交換又は在外銀行預金等の支払も開始されようとする現段階においては、郵便貯金等の支払制限をすみやかに撤廃する必要がある。

（二）軍事及び旧外地郵便貯金等は、国営事業に対する信頼の下に行

(5) 旧外地郵便振替貯金	朝鮮、台湾、関東州及び樺太の郵便振替貯金口座所管庁の口座に払い込まれた貯金	口座現在高の確認資料がないので、原則として全額支払を留保する。	八万口座 一億円
---------------	---------------------------------------	---------------------------------	-------------



われた国民貯蓄等であり、また少額債権でもあるから、この際その預入地域の相違のいかんにかかわらず、可及的に内地預入者なみの取扱にすることが妥当と思われる。

- 目 支払留保額、軍事郵便貯金一口平均五千円、旧外地郵便貯金四千円、軍事郵便為替六百円である。(別紙金額段階別調書参照)
- 四 終戦後、現地軍、旧外地各政府機関において、内地引揚後の生活資金に充てさせるため、郵便貯金ならば内地で必ず支払をうけられるといつて、積極的に預入を勧奨した事実がある。なお、この結果、郵便貯金の当時の預入限度(五千円)をこえたものがあるが、これらも適法の郵便貯金である。

- 四 軍事郵便貯金等の資金については、終戦による内外地間連絡途絶及び臨時軍事費特別会計打切によつて、巨額の資金未決済金を生じたが、これは政府内部の事情に属し、これをもつて支払を行わないことの理由とはなし得ない。

### 三 法的措置

- 一 外国為替及び外国貿易管理法の一部の施行期日を定める政令第二〇二号の附則第三項を削る。

- 二 第一封鎖貯金設定手続未済の旧外地郵便貯金については追加設定の機会を与えることとし、大蔵省告示を公布する。

### 四 その他考慮すべき事項

引揚者及び復員軍人軍属の有する郵便為替貯金債権で、前記軍事郵便貯金等以外に、現に外国為替管理法により支払を停止されているものは、次のとおりであるが、引揚者対策の重要な一環として、すみやかに支払を開始するよう考慮する必要があると思われる。

#### 1. 旧満蒙郵便貯金

旧満州国又は旧蒙疆政府経営の郵便貯金であつて、日本国の債務でない。しかしながら

- 一 終戦までは、日本及び満蒙両国間の業務協定により、内地で

も支払が行われた関係上へ支払後、郵政省は両国から資金決済をうけた。)、現地在留の日本軍人軍属及び一般邦人は、帰国後支払を受けられることを前提として、この貯金を利用した。なお、昭和十二年旧満鉄附属地行政権撤廃に伴い、日本郵便貯金通帳の新規発行が廃止されたので、日本人は従前発行された日本郵便貯金通帳による場合の外は、この貯金を利用せざるを得なかつたものである。

〇 殊に戦局の推移に伴い、一部満蒙駐屯部隊は中国、南方各地へ転戦したが、野戦郵便局に郵便貯金通帳が欠乏したため、已むを得ず、各人の所持した旧満蒙貯金通帳によつて預入した場合はあつて、少くともこうした野戦郵便局での預入金は、前記軍事郵便貯金と同様に支払を行うべきものと思われる。

2

旧満蒙華郵便為替  
日本と旧満州国、旧蒙疆及び旧中国政府との間の業務協定に基づき、現地郵便局で取り組まれた郵便為替で、主として現地在留邦

人、日本軍人軍属の留守宅送金に利用されたものである。

これらは終戦によつて決済不能となつたもので、振出国に対する債権であると思われるべきものと認められるが、為替取組人は日本において支払をうけられることを信頼して送金したものであり、かつ業務協定によつて郵政省にも支払義務があつたものであるから支払を行うべきものと考えられる。

3. 南方軍政貯金

戦時中、旧南方占領地の日本軍政監部発行の貯金通帳により、現地郵便局で預入された貯金であつて、郵便貯金法に基づく貯金ではないから、郵政省の債務ではないが、国の債務であると思われ

備考

支払所要資金については、差向き従来の資金操作によることとし、将来適当な機会において、なるべくすみやかに一般会計から



8

補てんをうける。

軍事貯金支払前保額の地域別及び金額段階別状況 (二八年一二月調査)

(一) 地域別状況

地域	口数	金額	一口平均	口数百分率	金額百分率	現通貨
中国	39,301	11,276,071	286.8	9.7%	25.2%	連銀券
北支	10,488	4,880,188	465.6	2.7%	11.1%	連銀券
中支	25,333	1,595,883	63.0	6.4%	3.6%	備備券
南支	3,480	1,800,000	517.2	0.9%	4.1%	南発券
ビルマ	8,218	4,897,910	596.3	2.1%	11.2%	南発券 (ルビー)
マライ	4,401	2,514,230	571.2	1.1%	11.1%	(ド)
スマトラ	5,112	2,047,805	400.6	1.3%	4.6%	(ギルダ)
タイ	2,222	1,382,740	622.3	0.6%	3.1%	南発券 (ギルダ)
ボルネオ	1,722	9,117,918	5,295.2	0.4%	20.4%	(ギルダ)
ジャワ	1,488	6,071,140	4,080.1	0.4%	13.4%	(ギルダ)
仏印	1,722	6,887,188	4,000.0	0.4%	15.1%	(ピアストル)
濠北	8,533	11,071,188	1,297.4	2.2%	24.8%	(ギルダ)
比島	5,822	6,887,188	1,182.8	1.5%	15.1%	(又はポンド)
その他	2,222	1,476,000	664.2	0.6%	3.3%	(ペソ)
計	428,028	11,071,188	258.9	100%	100%	

(二) 金額段階別状況 (終戦後一、五〇〇円を超える金額)

金額段階	口数	金額	口数百分率	金額百分率
一、〇〇〇円以下	62,960	3,927,663	14.7%	35.5%
二、〇〇〇	55,643	8,548,443	13.0%	77.1%
三、〇〇〇	46,655	11,551,950	10.9%	104.3%
四、〇〇〇	10,957	3,950,766	2.5%	35.7%
五、〇〇〇	21,401	10,165,716	5.0%	91.7%
一〇、〇〇〇	10,315	8,871,897	2.4%	79.9%
五〇、〇〇〇	2,696	5,244,585	0.6%	47.3%
一〇〇、〇〇〇	1,284	8,548,443	0.3%	77.1%
一〇〇、〇〇〇円超	390	7,624,287	0.1%	69.0%
計	428,028	11,071,188	100%	100%

旧外地貯金支払前保額の地域別及び金額段階別状況

(二八年一二月調査)

(一) 地域別状況

地域	口数	金額	一口平均	口数百分比	金額百分比
朝鮮	四二三〇	一八九三〇七二五	四四七五	一〇・六%	一二・九%
台湾	二五四一八	八七七五六三八三	三四五三	六三・七%	五九・八%
関東州	一〇、二五五	四〇、〇六二、六九六	三、九〇七	二五・七%	二七・三%
計	三九九〇三	一四六、七四九、八〇四	三、六七八	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%

(二) 金額段階別状況

金額段階	口数	百分比
一、〇〇〇円以下	八、八九七	二二・三%
二、〇〇〇円	六、八六二	一七・二%
三、〇〇〇円	五、八六五	一四・七%
四、〇〇〇円	四、五四八	一一・四%
五、〇〇〇円	六、九〇二	一七・三%
一〇、〇〇〇円	四、六六八	一一・七%
五〇、〇〇〇円	二、一一五	五・三%
一〇〇、〇〇〇円	三九	〇・一%
一〇〇、〇〇〇円超	七	一
計	三九、九〇三	一〇〇・〇%





添付

決裁文書

分類  
保存

82

F3

件名 「在外代表問題調査報告書」を閣議  
に報告することについて

受信者  
発信者  
文書記  
号番号  
標識・至急 秘 極秘

上記のことについて別紙のように  
閣議に報告  
してよろしいか伺います。

局長 張	主管課長 張	主管課 外債課 張	起案者
次長 張	文書課 張	文書課 張	(電話) 174 係 受付日付・受付 番号・返付日付
秘書官 張	秘書官 張	秘書官 張	受付 35624
副長 張	副長 張	副長 張	文書課 466
副長 張	副長 張	副長 張	

先方の文書 記号番号 第 号	文書 種別	発送 供覧 何	部内通知	タイプ 印
先方の文 書の日付 昭和 年 月 日	発送 種別	普通 連達 留 電信	小包 部内通知	聯合 印
起 案・昭和 年 月 日	添付物又は 施行注意			発送 印
決 裁 29. 4. 19				完結 印
				月 日

裏  
面  
白  
紙

73



秘

19  
昭和29年4月28日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産調査委員会  
大野 南 太

答 申 書

昭和28年12月18日付で諮問を受けた「在外財産問題の  
処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できる  
ものから順次に解決してゆくという政府当局の考え方に賛同し、  
本年2月22日「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに  
「未払送金為替及び在外預金の処理」について答申したところ  
であるが、同様の趣旨から「軍事郵便貯金等の処理」の問題を  
採り上げ慎重審議した結果、この問題は下記の意見により処理  
することが<sup>も</sup>相当とするとの結論に達したので、ここに答申する。

意 見

1 軍事郵便貯金等の処理の基本方針

軍事郵便貯金又は旧外地郵便貯金については、内地以外の  
地域において預入された在外金融機関に対する預貯金が終戦  
後内地における支払を禁止されていたにもかかわらず、郵便

裏  
面  
白  
紙

貯金である特殊性にかんがみそれぞれ昭和20年8月16日又は同年9月30日までに入金された部分の残高については、すでに終戦の年の暮以来内地において全額支払を許されていたところであるが、なお上記それぞれの時期以後の入金分の残高の支払については制限があり、一定額以上の支払は留保されてきた。一般の在外金融機関に対する預貯金の支払措置については、さきに本調査会としては意見を答申したところであるが、上記支払留保分についても、このさいこれらの措置との衡平を考慮しつつ公正妥当な範囲内で支払を実行し得るよう措置することが適当であると認められる。

2 支払措置を講ずるに当つて留意すべき特殊性

(2) これら郵便貯金については、金融機関の在外店舗の預金が従来全く支払を禁ぜられていたのに反し、昭和20年12月以降すでに下記のような支払措置が講ぜられていること。

Ⅰ 軍郵郵便貯金

昭和20年8月16日以前の入金分の残高は全部、同年8月16日以後の入金分の残高については1,500円まで支払が行われている。

裏  
面  
白  
紙

## Ⅱ 旧外地郵便貯金

昭和20年9月30日以前の預入分の残高は全部支払が行われている。

## Ⅲ 軍用郵便貯金及び旧外地郵便貯金

換替証書が昭和20年9月23日以前に本邦に到着したものに限り1,000円まで支払が行われているが、これは金融機関の在外店舗から内地店舗に向けて振り出された送金為替の取替と全く同様である。

(2) 従つて、戦前の軍事郵便貯金等の残高の大部分はこの支払済が行われたものの残存額にすぎず、しかもこの支払済との関連から、その内容は、

- Ⅰ 軍事郵便貯金は終戦後預入分の残高のうち1,500円をこえる部分のみであり、
  - Ⅱ 旧外地郵便貯金は昭和20年10月1日以後の預入分の残高のみであり、
  - Ⅲ 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替は昭和20年9月23日以前に内地に到着したもので1,000円をこえる部分並びに同年9月24日以後に内地に到着したものに限られる。
- (3) 軍事郵便貯金等については、終戦前においてこれらのものが零細のものである筈明から当時一般には厳重な為替管理が実施されていたにもかかわらず、特に公定の為替換算率が無条件に適用されていたのであるが、上記(2)のよう内容である現存の軍事郵便貯金等の残高は、終戦後現地通貨の実際価値が急激に暴落した状況下にあつて現地通貨による受入額が終戦前に比し著しく増大したのに加へて本来ならば一定金額以上の受入分については当然に一般為替管理の適用を受けべき筈であつたにもかかわらず、終戦時の混乱のため内地から指示することができず、また現地においては指示がないうち、現地限りで一応従来と同を暗黙して受入の措置が行われており、従つてその円表示金額は終戦前のものに比し異常に膨張し当時の郵便貯金の預入限度等

裏面白紙

をはるかにこえるものもある。

- (4) このよき事情によつて生じた円表示金額をそのまま郵便貯金等の債権額とみとめることは、金融機関の在外店舗の送金爲替又は預貯金の取扱との権衡からいつて適當でなく、支払に當つては、軍事郵便貯金等の受入のさいの現地通貨額を勘案した上で改めて一般の送金爲替又は預貯金の支払のさいの換算率により換算して支払うことが適當である。



5 従つて、次の方針により、支払の滞りを除くことが妥当であると認められる。

(1) 軍用郵便貯金

(i) すでに行われている支払滞りによる支払をまだ受けていない者には、その部分につき現行通りそのまゝの金額で支払うこと。

(ii) 昭和20年8月16日以後の預入分の残高のうち表示金額が1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(i) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことと現行の支払滞りによりすでに1,000円が支払われることとを勘案し、手取金額が5,000円に達するまでは、金融機関の未払残高の支払の額の換算率によること。

(ii) 手取金額が5,000円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払の額の換算率によること。

(2) 旧外地郵便貯金

(i) すでに行われている支払滞りによる支払をまだ受けていない者には、その部分につき現行通りそのまゝの金額で支払うこと。

裏  
面  
白  
紙

(1) 昭和20年10月1日以後の預入分の残高については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(4) 当時の郵便貯金預入限度が3,000円であつたことを勘案し、手取金額が3,000円に達するまでは、金融機関の未払秀金為替の支払のさいの換算率によること。

(4) 手取金額が3,000円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの換算率によること。

(2) 軍事郵便為替

(1) 昭和20年8月15日以前に振出のものはその表示金額の金額。同年8月16日以後に振出のものについてはその表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(2) 昭和20年8月16日以後の振出のもので、表示金額が1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払秀金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(3) 国外地郵便為替

(1) 昭和20年9月30日以前に振出のものはその表示金

裏  
面  
白  
紙

額の金額、同年10月1日以後に振出のものについては  
表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うと  
と。

(II) 昭和30年10月1日以後に振出のもので表示金額1,  
000円をこえる部分については、その表示金額に対応  
する受入現通貨額を金融機関の未払現金為替の支払の  
さいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うと  
と。

(III) 旧外地郵便振替貯金

本邦で確認できるもの限り、旧外地郵便貯金の取扱い  
準じて支払うこと。

秘密の決裁文書

分類  
保存

93

F1

件名 軍事郵便貯蓄券の発行に因り回答中若しくは				
受信者	発信者			
文書記 号番号	標識・至急 秘 極秘			
上記のことについて別紙のよう存 昭和29年4月10日在外出張の懇請を以て決裁してよろしいか伺います。				
大臣	局長	主管課長	主管課	起案者
7	高	田	結城	
政務次官	次長 部長	秘書課	秘書課	(電話) 165 保 受付日付・受付 番号・受付日付
事務次官	官房長	文書課	文書課	
合議部局				受付 第263号 印刷部
<p>郵政局長 田中</p> <p>次長 田中</p> <p>秘書 田中</p> <p>文書課 田中</p> <p>結城</p>				
先方の文書 記号番号	第 号	文書 種類	発送 種類	タイフ 印 月 日
先方の文 書の日付	昭和 年 月 日	発送 種類	普通 速達 書留 電信 郵便 陸送 小包 添付通知	照合 印 月 日
起 案	昭和29年4月13日	添付物又は 履行注意		発送 印 月 日
決 裁	29. 4. 17			完結 印 月 日

送付可致  
送付不可  
送付不可  
送付不可  
送付不可  
送付不可  
送付不可  
送付不可  
送付不可  
送付不可

裏面白紙

極秘

軍事郵便貯金等の処理に関する答申書(案)

引揚者及び復員軍人軍属の有する郵便貯金、郵便為替等の処理については、慎重審議した結果、左記の意見により処理することを適当とするとの結論に達したので、ここに答申する。 意 見

1 軍事郵便貯金等の処理の基本方針

軍事郵便貯金又は旧外地郵便貯金については、内地以外の地域において予入された在外金融機関に対する預貯金が終戦後内地における支払を禁止されていたにもかかわらず、郵便貯金である特殊性に鑑み夫々終戦時又は<sup>昭和20年8月15日</sup>月30日までに預入された部分については既に終戦の年の暮以来内地において全額支払を許されていたところであるが、なお上記夫々の時期以後の預入分の支払については制限があり一定額以上の支払は留保されてきた。一般の在外金融機関に対する預貯金の支払措置については、さきに本調査会としては意見を答申し、近くこれに対する支払の措置が講ぜられようとしている段階にあるので、上記支払留保分についても、この際これ等の措置との衡平を考慮しつつ公正妥当な範囲内で支払を実行し得るよう措置することが適当であると認められる。



2 支払措置を講ずるに当つて留意すべき事情

(特記は)

(I) これ等郵便貯金については、金融機関の在外店舗の預金が従来全く支払を禁ぜられていたのに反し、昭和20年12月以降既に下のような支払措置が講ぜられていること。

1 軍事郵便貯金

昭和20年8月15日以前の預入分は全額、同年8月16日以後の預入分については1,500円まで支払が行われている。

2 旧外地郵便貯金

昭和20年9月30日以前の預入分は全額支払が行われている。

3 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替

為替証書が昭和20年9月23日以前に本邦に到着したものに限り1,000円まで支払が行われているが、これは金融機関の在外店舗から内地店舗に向けて振り出された送金為替の取扱と全く同様である。

(2) 従つて、現存の軍事郵便貯金等の残高の大部分はこの支払措置が行われたのちの残存部分にすぎず、しかもこの支払措置との関連から、その内容は、

1 軍事郵便貯金は終戦後預入のものでかつ1,500円を超える部分のみであり、

2 旧外地郵便貯金は昭和20年10月1日以後に預入のもののみであり、

3 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替は昭和20年9月23日以前に内地に到着したもので1,000円を超える部分並びに同日以後に内地に到着したものに限られる。

(3) 軍事郵便貯金等については、終戦前においてこれらのものが零細のものである建前から当時一般には厳重な為替管理法が実施されていたにもかかわらず特に公定の為替換算率が無条件に適用されていたのであるが上記(2)のような内容である現存の軍事郵便貯金等の残高は、終戦後現地通貨の実際価値が急激に暴落した状況下にあつて現地通貨による受入額が終戦前に比し著しく増大したので本来ならば一定金額以上の預入分については当然に一般為替管理の適用を受けるべき筈であつたにもかかわらず、内地からの指示がなのまま現

地限りで一応従来を踏襲して預入又は振出の措置が行われており、従つてその記帳金額は終戦前のも  
終戦時の現地の為替相場から換算するに過ぎず、内地からの指示がなのまま

のに比し異常に膨張し当時の郵便貯金の預入限度等を  
はるかに超えるものもある。

- (4) このような事情によつて生じた円表示金額をそのま  
ま郵便貯金等の債権額とみとめることは他の金融機関  
の在外店舗で取り組まれた送金為替又は一般の預貯金  
の取扱との格差からいつて適当でなく、支払に当つて  
は軍事郵便貯金等の受入又は取組のさいの現地通貨額  
を勘案した上で、改めて一般の送金為替又は預貯金の  
支払のさいの換算率により換算して支払うことが適当  
である。

本件「換算率により換算して支払う」とい  
う表現は、将来換算後の金額に対し、何等か  
調整措置（例えば換算後の金額の割増し等）を  
講ずる必要がある場合には、この  
措置が講ぜられなくともそれがあるから、

むしろ「換算率により換算して得た金額を  
基礎として支払う」といふように改めることが適  
当であるが、原案として一応提出された  
ことは差支ない。

但し、審議の結果、上に述べた趣意が  
明瞭にせられるべき表現を採らねばならぬ。

~~本件有価証券の取扱い等~~ 大月 大旨

3 従つて、次の方針により、支払の措置を講ずることが  
妥当であると認められる。

(1) 軍事郵便貯金

(I) 既に行われている支払措置による支払をいまだ受け  
ていない者にはその部分につき現行通りそのままの  
金額で支払うこと。

(II) 昭和20年8月16日以後の預入分のうち表示金  
額が1,500円を超える部分については、その表  
示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率によ  
り本邦円貨に換算した金額で支払うこと。✓

(1) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつ  
たことと、現行の支払措置によりすでに1,500  
0円が支払われること等を勘案し、手取金額が3,  
500円に達するまでは、金融機関の未払送金為  
替の支払の際の換算率によること。

(2) 手取金額が3,500円を超えることとなる部  
分については、金融機関の在外預金の支払の際の  
換算率によること。

(2) 旧外地郵便貯金

(I) 既に行われている支払措置による支払をいまだ受けて

いない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

✓ (四) 昭和20年10月1日以後の預入分については、表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(イ) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であることを勘案し手取金額が5,000円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払の際の換算率によること。

(ロ) 手取金額が5,000円を超えることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払の際の換算率によること。

### (3) 軍事郵便為替

(I) 昭和20年8月15日以前に振出のものは表示金額の全額、同年8月16日以後に振出のものについては表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年8月16日以後の振出のもので、表示金額が1,000円を超える部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未

✓ 払送金為替の支払の際の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

### (4) 旧外地郵便為替

(I) 昭和20年9月30日以前に振出のものは表示金額の全額、同年10月1日以後に振出のものについては表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

✓ (II) 昭和20年10月1日以後に振出のもので表示金額1,000円を超える部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払の際の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

### (5) 旧外地郵便振替貯金

本邦で確認できるものに限り、旧外地郵便貯金の取扱に準じて支払うこと。

4 旧満蒙郵便貯金、旧満蒙華郵便為替及び南方軍政貯金  
これらは、次の事由により、この際としては措置しないこと。

(1) 旧満蒙郵便貯金及び旧満蒙華郵便為替は、当時の現地政府の債務であり、日本政府の債務ではないこと。



(2) 南方軍政府金は、外国系金融機関の債務であり、軍は軍政期間中これを管理していたにすぎないから、日本政府の債務ではないこと。

決裁文書

分類  
保存

F2

件名 「軍事郵便等の特典」の問題について  
の答申書について

受信者 内閣総理大臣

送信者 郵政問題調査会会長

文書記号番号 郵政・至急 税 種別

上記のことについて別紙のように  
答申書を ~~提出~~ <sup>内閣へ送付</sup> します。

局長	主管課長	主管課	起業者	係
次長・副長	総務課長	総務課	(電話)	
合議部局			受付日付・受付番号・返付日付	

先方の文書 記号番号	文書・発送 種別	供覧 何 部内通知	タイプ 印
先方の文書の日付 昭和 年 月 日	発送 種別	普通 速達 書留 電信 使送 小包 部内通知	照合 月 日 印
起案・昭和 29 年 4 月 19 日	添付物又は 施行注意		発送 月 日 印
決裁・合上			完結 月 日 印

文書部松本部長宛

外産問題調査会長の自捺印済

裏面白紙



秘

昭和29年4月18日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会会長  
大野 順 太

答 申 書

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の  
処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できる  
ものから順次に解決してゆくという政府当局の考え方に賛同し、  
本年2月22日「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに  
「未払送金為替及び在外預金の処理」について答申したところ  
であるが、同様の趣旨から「軍事郵便貯金等の処理」の問題を  
深り上げ慎重審議した結果、この問題は下記の意見により処理  
することが<sup>と</sup>妥当とするとの結論に達したので、こゝに答申する。

意 見

1 軍事郵便貯金等の処理の基本方針

軍事郵便貯金又は旧外地郵便貯金については、内地以外の  
地域において預入された在外金融機関に対する預貯金が終戦  
後内地における支払を禁止されていたにもかかわらず、郵便

裏  
面  
白  
紙

貯金である特殊性にかんがみそれぞれ昭和20年8月15日又は同年9月30日までに預入された部分の残高については、すでに終戦の年の暮以来内地において全部支払を許されていたところであるが、なお上記それぞれの時期以後の預入分の残高の支払については制限があり、一定額以上の支払は留保されてきた。一般の在外金融機関に対する預貯金の支払措置については、さきに本調査会としては意見を符申したところであるが、上記支払留保分についても、このさいこれらの措置との衡平を考慮しつつ公正妥当な範囲内で支払を実行し得るよう措置することが適当であると認められる。

## 2 支払措置を講ずるに当つて留意すべき特殊性

(1) これら郵便貯金については、金融機関の在外店舗の預金が従来全く支払を禁ぜられていたのに反し、昭和20年12月以降すでに下記のような支払措置が講ぜられていること。

### Ⅰ 軍事郵便貯金

昭和20年8月15日以前の預入分の残高は全部、同年8月16日以後の預入分の残高については1,500円まで支払が行われている。

裏  
面  
白  
紙

Ⅱ 旧外地郵便貯金

昭和20年9月30日以前の預入分の残高は全額支払が行われている。

Ⅲ 軍郵郵便為替及び旧外地郵便為替

為替証券が昭和20年9月23日以前に本邦に到着したものに限り1,000円まで支払が行われているが、これは金融機関の在外店舗から内地店舗に向けて振り出された送金為替の取扱いと全く同様である。

(2) 従つて、~~昭和~~の軍郵郵便貯金等の残高の大部分はこの支払措置が行われたものの残存部分にすぎず、しかもこの支払措置との関連から、その内容は、



裏面白紙

Ⅰ 軍事郵便貯金は終戦後預入分の残高のうち1,500円をこえる部分のみであり、

Ⅱ 旧外地郵便貯金は昭和20年10月1日以後の預入分の残高のみであり、

Ⅲ 軍事郵便爲替及び旧外地郵便爲替は昭和20年9月23日以前に内地に到着したもので1,000円をこえる部分並びに同年9月24日以後に内地に到着したものに限られる。

(3) 軍事郵便貯金等については、終戦前においてこれらのものが零細のものである建前から当時一般には厳重な爲替管理が実施されていたにもかかわらず、特に公定の爲替換算率が無条件に適用されていたのであるが、上記2)のよき内容である現存の軍事郵便貯金等の残高は、終戦後現地通貨の実際価値が急激に暴落した状況下にあつて現地通貨による受入額が終戦前に比し著しく増大したのに対応本来ならば一定金額以上の受入分については当然に一般爲替管理の適用を受けざるべき筈であつたにもかかわらず、終戦時の混乱のため内地から指示することができず、また現地においては指示がなされ、現地限りで一応従来例を踏襲して受入の措置が行われており、従つてその円表示金額は終戦前のものに比し異常に膨張し当時の郵便貯金の預入限度等

裏面白紙

をはるかにこえるものもある。

- 14) このよき事情によつて生じた円表示金額をそのまま郵便貯金等の債権額とみとめることは、金融機関の在外店舗の送金爲替又は預貯金の取扱との権衡からいつて適当でなく、支払に当つては、軍事郵便貯金等の受入のさいの現地通貨額を勘案した上で改めて一般の送金爲替又は預貯金の支払のさいの換算率により換算して支払うことが適当である。



8 従つて、次の方針により、支払の措置を講ずることが妥当であると認められる。

(1) 軍事郵便貯金

(i) すでに行われている支払措置による支払をまだ受けていない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(ii) 昭和30年8月16日以後の預入分の残高のうち表示金額が1,500円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(i) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことと現行の支払措置によりすでに1,500円が支払われることとを勘案し、手取金額が3,500円に達するまでは、金融機関の未払送金高替の支払の換算率によること。

(ii) 手取金額が3,500円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの換算率によること。

(2) 旧外地郵便貯金

(i) すでに行われている支払措置による支払をまだ受けていない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

裏  
面  
白  
紙

(II) 昭和20年10月1日以後の預入分の残高については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(4) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことを勘案し、手取金額が5,000円に達するまでは、金融機関の未払預金為替の支払のさいの換算率によること。

(四) 手取金額が5,000円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの換算率によること。

(B) 軍事郵便為替

(I) 昭和20年8月15日以前に振出のものはその表示金額の金額、同年8月16日以後に振出のものについてはその表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年8月16日以後の振出のもので、表示金額が1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払預金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(4) 旧外地郵便為替

(1) 昭和20年9月30日以前に振出のものはその表示金

裏  
面  
自  
紙

額的全額、同年10月1日以後に振出のものについては  
表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこ  
と。

(II) 昭和20年10月1日以後に振出のもので表示金額1,  
000円をこえる部分については、その表示金額に対応  
する受入現地通貨額を金港機關の未払券金為替の支払の  
さいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこ  
と。

(B) 旧外地郵便振替貯金

本邦で確認できるもの限り、旧外地郵便貯金の取扱に  
準じて支払うこと。

# 陸軍省 決裁文書

分類  
保存

115

F1

件名 「軍事郵便貯金等の処理に関する  
答申」について

受信者 大 蔵 大 臣  
発信者 内 閣 府 参 事 長

文書記号番号  
標識・至急 秘 強秘

上記のことについて別紙のように  
通知があつたので、~~その~~ 処理に際してよろしいか伺います。

大臣	局長	主管課長	主管課	起案者	
			外務課	(電話) 194	保
政務次官	次長・補次	総務課長	総務課		受付日付・受付 番号・送付日付
事務次官	官房長	文書課長	文書課		36564
合議部局					4.30 288 5.6

なお、郵政大臣に對して、別途通知文にあるので念のため。

先方の文書記号番号	第 号	文書種別	発送	供覧	利	部内通知	タイプ	印
先方の文書の日付	昭和 年 月 日	発送種別	普通	速達	書留	電話	聯合	印
起案	昭和29年 4月22日	種別	使送	小包	部内通知		発送	印
決裁	29.5.6						月 日	印
							5月 日	印

裏  
面  
白  
紙

郵貯部  
29.4.21  
第214号

29.4.21  
1413

大蔵大臣

小笠原 三九郎 殿

内閣閣甲第三四号

昭和二十九年四月二十日

内閣官房長官 福永健一 閣下



軍事郵便貯金等の処理について  
標記の件について、在外財産問題調査会から別紙のとおり答申が  
ありましたので、命によつて通知いたします。

総理府

裏面白紙



昭和29年4月19日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会

会長 大野 章 太

答 申 書

昭和28年7月2日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆくという政府当局の考え方に賛同し、本年2月22日「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金為替及び在外預金の処理」について答申したところであるが、同様の趣旨から「軍事郵便貯金等の処理」の問題を採り上げ慎重審議した結果、この問題は下記の意見により処理することを適当とするとの結論に達したので、ここに答申する。

意 見

- 1 軍事郵便貯金等の処理の基本方針  
軍事郵便貯金又は旧外地郵便貯金については、内地以

外の地域において預入された在外金融機関に対する預貯金が終戦後内地における支払を禁止されていたにもかかわらず、郵便貯金である特殊性にかんがみそれぞれ昭和20年8月15日又は同年9月30日までに預入された部分の残高については、すでに終戦の年の暮以来内地において全額支払を許されていたところであるが、なお上記それぞれの時期以後の預入分の残高の支払については制限があり、一定額以上の支払は留保されてきた。一般の在外金融機関に対する預貯金の支払措置については、さきに本調査会としては意見を答申したところであるが、上記支払留保分についても、このさいこれらの措置との衡平を考慮しつつ公正妥当な範囲内で支払を実行し得るよう措置することが適当であると認められる。

## 2 支払措置を講ずるに当つて留意すべき特殊性

(1) これら郵便貯金については、金融機関の在外店舗の預金が従来全く支払を禁ぜられていたのに反し、昭和20年12月以降すでに下記のような支払措置が講ぜられていること。

### I 軍事郵便貯金

昭和20年8月15日以前の預入分の残高は全額、

同年8月16日以後の預入分の残高については、1,500円まで支払が行われている。

### II 旧外地郵便貯金

昭和20年9月30日以前の預入分の残高は全額支払が行われている。

### III 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替

為替証書が昭和20年9月23日以前に本邦に到着したものに限り1,000円まで支払が行われているが、これは金融機関の在外店舗から内地店舗に向けて振り出された送金為替の取扱と全く同様である。

(2) 従つて、<sup>存</sup>現在の軍事郵便貯金等の残高の大部分はこの支払措置が行われたのちの残存部分にすぎず、しかもこの支払措置との関連から、その内容は、

I 軍事郵便貯金は終戦後預入分の残高のうち1,500円をこえる部分のみであり、

II 旧外地郵便貯金は昭和20年10月1日以後の預入分の残高のみであり、

III 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替は昭和20年9月23日以前に内地に到着したもので1,000円をこえる部分並びに同年9月24日以後に内地に到着

したものに限られる。

(3) 軍事郵便貯金等については、終戦前においてこれらのものが零細のものである建前から当時一般には嚴重な為替管理が実施されていたにもかかわらず、特に公定の為替換算率が無条件に適用されていたのであるが、上記(2)のような内容である現存の軍事郵便貯金等の残高は、終戦後現地通貨の實際価値が急激に暴落した状況下にあつて現地通貨による受入額が終戦前に比し著しく増大したのに応じ本来ならば一定金額以上の受入分については当然に一般為替管理の適用を受けらるべき筈であつたにもかかわらず、終戦時の混乱のため内地から指示することができず、また現地においては指示がないまま現地限りで一応従来例を踏襲して受入の措置が行われており、従つてその円表示金額は終戦前のものに比し異常に膨張し当時の郵便貯金の預入限度等をはるかにこえるものもある。

(4) このような事情によつて生じた円表示金額をそのまま郵便貯金等の債権額とみとめることは、金融機関の在外店舗の送金為替又は預貯金の取扱との権衡からいって適當でなく、支払に当つては、軍事郵便貯金等の

受入のさいの現地通貨額を勘案した上で改めて一般の送金為替又は預貯金の支払のさいの換算率により換算して支払うことが適當である。

3 従つて、次の方針により、支払の措置を講ずることが適當であると認められる。

(1) 軍事郵便貯金

(i) すでに行われている支払措置による支払をまだ受けていない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(ii) 昭和20年8月16日以後の預入分の残高のうち表示金額が1,500円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(iii) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことと現行の支払措置によりすでに1,500円が支払われることとを勘案し、手取金額が3,500円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率によること。

(iv) 手取金額が3,500円をこえることとをこる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの



換算率によること。

(2) 旧外地郵便貯金

(I) すてに行われている支払措置による支払をまだ受けてない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後の預入分の残高については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(1) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことを勘案し、手取金額が5,000円に達するまでに、金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率によること。

(2) 手取金額が5,000円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの換算率によること。

(3) 軍郵郵便為替

(I) 昭和20年8月15日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年8月16日以後に振出のものについてはその表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年8月16日以後の振出のもので、表示金額が1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(4) 旧外地郵便為替

(I) 昭和20年9月30日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年10月1日以後に振出のものについては表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後に振出のもので表示金額1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(5) 旧外地郵便振替貯金

本邦で確認できるもの限り、旧外地郵便貯金の取扱に準じて支払うこと。

郵政省  
送付欄

12 8

F2

理財局 決裁文書

分類  
保存

件名 在外財産問題調査会の「軍事郵便控 等の処理」に関する答申書について	
受信者 各支所(2支)	発信者 在外財産問題調査会(次)
文書記 号番号 蔵理第6651号	郵便・手紙 税 権限
上記のことについて別紙のように 通知 してよろしいか伺います。 します。	
局長 大長・部長	主管課長 総務課長
主管課 外債係	起案者 (電話) 194
合議部局	受付日付・受付 番号・返付日付 3/28
先方の文書 記号番号 第 号	文書 種類 発送 供覧 荷 部内通知
先方の文 書の日付 昭和 年 月 日	発送 普通 速達 電信 種類 使送 小包 部内通知
起 案 昭和29年 4月20日	送付物又は 施行注意
決 裁 29.4.23	タイプ 印 4月24日 照合 印 4月26日 発送 印 4月26日 実結 印 4月27日

在外財産問題調査会長之印捺印(蓋)

裏面白紙

102



( 葉 )

29年 4月 26日

- ① 小 打 判 頭
- ② 中 打 更 儀
- ③ 志 保 津 孝 大
- ④ 松 崎 龍 大
- ⑤ 高 崎 大 一
- ⑥ 高 澤 俊 義
- ⑦ 柳 井 恒 大
- ⑧ 我 妻 宗

元

在外 蔵屋 問題 調査 会 全 次  
大 野 龍 大

在外 蔵屋 問題 調査 会 答 申 書 一 つ

又 予 昭和 29 年 4 月 14 日 の 第 10 回 調査 会  
で 御 答 復 を 頂 け れ ば 「 蔵 屋 郵 便 貯 金 券 の

処 理 」 の 問 題 に 対 す る 答 申 書 ( 葉 ) 一 つ が 出  
は 昭和 29 年 4 月 19 日 付 を 以 て 刊 行 答 申 書

裏 面 白 紙

大 蔵 省

(資料 NO. 73) の通り内閣総理大臣宛  
正式に答申し、同日親筆会談の各々

らって新聞発表をいせしめ。

なお来る5月12日の閣議<sup>の席上</sup>において

御答申を頂く予定にいたしておりましたので御  
承知の程お願い申し上げます。

裏  
面  
白  
紙

昭和29年4月19日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会

会長 大野 章 太

答 申 書

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆくという政府当局の考え方に賛同し、本年2月22日「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金為替及び在外預金の処理」について答申したところであるが、同様の趣旨から「軍事郵便貯金等の処理」の問題を採り上げ慎重審議した結果、この問題は下記の意見により処理することを適当とするとの結論に達したので、ここに答申する。

意 見

1 軍事郵便貯金等の処理の基本方針

軍事郵便貯金又は旧外地郵便貯金については、内地以

外の地域において預入された在外金融機関に対する預貯金が終戦後内地における支払を禁止されていたにもかかわらず、郵便貯金である特殊性にかんがみそれぞれ昭和20年8月15日又は同年9月30日までに預入された部分の残高については、すでに終戦の年の暮以来内地において全額支払を許されていたところであるが、なお上記それぞれの時期以後の預入分の残高の支払については制限があり、一定額以上の支払は留保されてきた。一般の在外金融機関に対する預貯金の支払措置については、さきに本調査会としては意見を答申したところであるが、上記支払留保分についても、このさいこれらの措置との衡平を考慮しつつ公正妥当な範囲内で支払を執行し得るよう措置することが適当であると認められる。

2 支払措置を講ずるに当つて留意すべき特殊性

(1) これら郵便貯金については、金融機関の在外店舗の預金が従来全く支払を禁ぜられていたのに反し、昭和20年12月以降すでに下記のような支払措置が講ぜられていること。

I 軍事郵便貯金

昭和20年8月15日以前の預入分の残高は全額、

同年8月16日以後の預入分の残高については、1,500円まで支払が行われている。

II 旧外地郵便貯金

昭和20年9月30日以前の預入分の残高は全額支払が行われている。

III 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替

為替郵便が昭和20年9月23日以前に本邦に到着したものに限り1,000円まで支払が行われているが、これは金融機関の在外店舗から内地店舗に向けて振り出された送金為替の取扱と全く同様である。

(2) 従つて、~~現~~軍事郵便貯金等の残高の大部分はこの支払措置が行われたものの残存部分にすぎず、しかもこの支払措置との関連から、その内容は、

I 軍事郵便貯金は終戦後預入分の残高のうち1,500円をこえる部分のみであり、

II 旧外地郵便貯金は昭和20年10月1日以後の預入分の残高のみであり、

III 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替は昭和20年9月23日以前に内地に到着したもので1,000円をこえる部分並びに同年9月24日以後に内地に到着



したものに限られる。

- (3) 軍事郵便貯金等については、終戦前においてこれらのものが零細のものである建前から当時一般には嚴重な為替管理が実施されていたにもかかわらず、特に公定の為替換算率が無条件に適用されていたのであるが、上記(2)のような内容である現存の軍事郵便貯金等の残高は、終戦後現地通貨の實際価値が急激に暴落した状況下にあつて現地通貨による受入額が終戦前に比し著しく増大したのに対応本邦ならば一定金額以上の受入分については当然に一般為替管理の適用を受けるべき等であつたにもかかわらず、終戦時の混乱のため内地から指示することができず、また現地においては指示がないまま現地限りで一応従來の例を踏襲して受入の措置が行われており、従つてその円表示金額は終戦前のものに比し異常に膨張し当時の郵便貯金の預入限度等をはるかにこえるものもある。
- (4) このような事情によつて生じた円表示金額をそのまま郵便貯金等の債権額とみとめることは、金融機関の在外店舗の送金為替又は預貯金の取扱との権衡からいって適當でなく、支払に当つては、軍事郵便貯金等の

受入のさいの現地通貨額を勘案した上で改めて一般の送金為替又は預貯金の支払のさいの換算率により換算して支払うことが適當である。

- 3 従つて、次の方針により、支払の措置を講ずることが妥當であると認められる。

(1) 軍事郵便貯金

(イ) すでに行われている支払措置による支払をまだ受けていない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(ロ) 昭和20年8月16日以後の預入分の残高のうち表示金額が1,500円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(ハ) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことと現行の支払措置によりすでに1,500円が支払われることとを勘案し、手取金額が5,000円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率によること。

(ニ) 手取金額が5,500円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの



換算率によること。

(2) 旧外地郵便貯金

(1) すでに行われている支払措置による支払をまだ受けてない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(2) 昭和20年10月1日以後の預入分の残高については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(1) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことを勘案し、手取金額が5,000円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率によること。

(2) 手取金額が5,000円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの換算率によること。

(3) 軍事郵便為替

(1) 昭和20年8月15日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年8月16日以後に振出のものについてはその表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(2) 昭和20年8月16日以後の振出のもので、表示金額が1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(4) 旧外地郵便為替

(1) 昭和20年9月30日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年10月1日以後に振出のものについては表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(2) 昭和20年10月1日以後に振出のもので表示金額1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(5) 旧外地郵便振替貯金

本邦で確認できるものに限り、旧外地郵便貯金の取扱に準じて支払うこと。

郵政省  
送付欄

13

# 理財局 決裁文書

分類  
保存

F2

<p>件名 在外財産問題調査会の「理事郵便貯金等の の処経」に対する答申書について</p>			
<p>受信者 各 新 事 (4名)</p>		<p>発信者 在外財産問題調査会会長</p>	
<p>文書記 号番号 蔵理第6652号</p>		<p>郵政・至急 税 種別</p>	
<p>上記のことについて別紙のように 通知 してよろしいか伺います。 トナナ。</p>			
局長	主管課長	主管課	起案者
次長・部長	総務課長	総務課	(電話) 194
<p>合議部局</p>			<p>受付日付・受付 番号・返付日付 5/6/4</p>
先方の文書 記号番号	第 号	文書 種別 供覧 例 部内通知	タイプ 印 月 日
先方の文 書の日付	昭和 年 月 日	発送 普通 速達 密着 電信 種別 便送 小包 部内通知	照合 印 4月26日 発送 印 4.26日 宛結 印 4月 日
起 案	昭和29年4月20日	添付物又は 施行注意	
決 裁	29.4.23	答申書	

在外財産問題調査会会長之印捺印済

414

裏  
面  
白  
紙

109

大蔵省

67

(案)

29年4月14日

総務大臣 官守 斎藤 星 終 務 兼 任

河上 辰雄

参事 河次 林 修三 宛

外務省 河次 中川 敏

引揚 河次 河上 辰雄

在外 駐在 問題 調査 委員会

大 野 龍 大

在外 駐在 問題 調査 委員会 答 申 書 一 つ

大蔵省 昭和 29 年 4 月 14 日 の 第 10 回 調査 会  
で 報告 された 「軍事 郵便 委員 会」 の

「大蔵」 の 問題 に対する 答 申 書 (案) 一 つ あり  
は、昭和 29 年 4 月 19 日 付 として 別 添 答 申

書 (資料 NO. 72) の 通り、内閣 総 務 大臣 宛

裏  
面  
白  
紙

大 蔵 省

正式に  
 答申し、同月調査委員会の方を以て  
 新聞発表を一切お断りして報告はす。

~~申しあげます。~~

裏  
面  
白  
紙

111



昭和29年4月19日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会

会長 大野 竜 太

答 申 書

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆくという政府当局の考え方に賛同し、本年2月22日「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金為替及び在外預金の処理」について答申したところであるが、同様の趣旨から「軍事郵便貯金等の処理」の問題を採り上げ慎重審議した結果、この問題は下記の意見により処理することを適当とするとの結論に達したので、ここに答申する。

意 見

1 軍事郵便貯金等の処理の基本方針

軍事郵便貯金又は旧外地郵便貯金については、内地以



外の地域において預入された在外金融機関に対する預貯金が終戦後内地における支払を禁止されていたにもかかわらず、郵便貯金である特殊性にかんがみそれぞれ昭和20年8月15日又は同年9月30日までに預入された部分の残高については、すでに終戦の年の暮以来内地において全額支払を許されていたところであるが、なお上記それぞれの時期以後の預入分の残高の支払については制限があり、一定額以上の支払は留保されてきた。一般の在外金融機関に対する預貯金の支払措置については、さきに本調査会としては意見を答申したところであるが、上記支払留保分についても、このさいこれらの措置との衡平を考慮しつつ公正妥当な範囲内で支払を実行し得るよう措置することが適当であると認められる。

## 2 支払措置を講ずるに当つて留意すべき特殊性

(1) これら郵便貯金については、金融機関の在外店舗の預金が従来全く支払を禁ぜられていたのに反し、昭和20年12月以降すでに下記のような支払措置が講ぜられていること。

### I 軍事郵便貯金

昭和20年8月15日以前の預入分の残高は全額、

同年3月16日以後の預入分の残高については、1,500円まで支払が行われている。

### II 旧外地郵便貯金

昭和20年9月30日以前の預入分の残高は全額支払が行われている。

### III 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替

為替証書が昭和20年9月25日以前に本邦に到着したものに限り1,000円まで支払が行われているが、これは金融機関の在外店舗から内地店舗に向けて振り出された送金為替の取扱と全く同様である。  
(2) 従つて、現<sup>存</sup>の軍事郵便貯金等の残高の大部分はこの支払措置が行われたのちの残存部分にすぎず、しかもこの支払措置との関連から、その内容は、

I 軍事郵便貯金は終戦後預入分の残高のうち1,500円をこえる部分のみであり、

II 旧外地郵便貯金は昭和20年10月1日以後の預入分の残高のみであり、

III 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替は昭和20年9月25日以前に内地に到着したもので1,000円をこえる部分並びに同年9月24日以後に内地に到着

したものに限られる。

(5) 軍事郵便貯金等については、終戦前においてこれらのものが零細のものである建前から当時一般には嚴重な為替管理が実施されていたにもかかわらず、特に公定の為替換算率が無条件に適用されていたのであるが、上記(2)のような内容である現存の軍事郵便貯金等の残高は、終戦後現地通貨の實際価値が急激に暴落した状況下にあつて現地通貨による受入額が終戦前に比し著しく増大したのに対応本末ならば一定金額以上の受入分については当然に一般為替管理の適用を受けべき筈であつたにもかかわらず、終戦時の混乱のため内地から指示することができず、また現地においては指示がないまま現地限りで一応従来例を踏襲して受入の措置が行われており、従つてその円表示金額は終戦前のものに比し異常に膨張し当時の郵便貯金の預入限度等をはるかにこえるものもある。

(4) このような事情によつて生じた円表示金額をそのまま郵便貯金等の債権額とみとめることは、金融機関の在外店舗の送金為替又は預貯金の取扱との権衡からいって適当でなく、支払に当つては、軍事郵便貯金等の

受入のさいの現地通貨額を勘案した上で改めて一般の送金為替又は預貯金の支払のさいの換算率により換算して支払うことが適當である。

3 従つて、次の方針により、支払の措置を講ずることが適當であると認められる。

(1) 軍事郵便貯金

(i) すでに行われている支払措置による支払をまだ受けていない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(ii) 昭和20年8月16日以後の預入分の残高のうち表示金額が1,500円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(iii) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことと現行の支払措置によりすでに1,500円が支払われることとを勘案し、手取金額が3,500円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率によること。

(iv) 手取金額が3,500円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの

換算率によること。

(2) 旧外地郵便貯金

(I) すでに行われている支払措置による支払をまだ受けてない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後の預入分の残高については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(i) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことを勘案し、手取金額が5,000円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率によること。

(ii) 手取金額が5,000円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの換算率によること。

(3) 軍事郵便為替

(I) 昭和20年8月15日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年8月16日以後に振出のものについてはその表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年8月16日以後の振出のもので、表示金額が1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(4) 旧外地郵便為替

(I) 昭和20年9月30日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年10月1日以後に振出のものについては表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後に振出のもので表示金額1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(5) 旧外地郵便振替貯金

本邦で確認できるものに限る。旧外地郵便貯金の取扱に準じて支払うこと。



標識  
送付欄

理財局 決裁文書

分類  
保存

14  
8

F2

件名 在外財産問題調査会の答申書の 送付について			
受信者 各(5) 財務課(初)	発信者 理財局		
文書記 号番号 蔵理第6648号	標識・至急 秘 極秘		
上記のことについて別紙のように 送付 してよろしいか伺います。 しませ			
局長 (印)	主管課長 (印)	主管課 総務課 (印)	起案者 係 (電話) 194
次長・係長 (印)	総務課受	総務課	受付日付・受付 番号・返付日付 4.21 5.6/5
合議部局			
先方の文書 記号番号 第 号	文書 種別 (発送) 供覧 伺 部内通知	タイプ 印 月 日	
先方の文 書の日付 昭和 年 月 日	発送 (普通) 速達 書留 電信 種別 使送 小包 部内通知	照合 印 月 日	
起 案 昭和 19年 4月 2 / 日	添付物又は 施行注意	発送 4.27 印 月 日	
決 裁 29. 4. 23		完結 印 月 日	

裏  
面  
白  
紙

116

stencil

大 蔵 省

( 葉 )

多 月 26 日

各 財 務 局 所 長 殿

経 財 局 長

在外 財産 問題 調査 会 の 答 申 書 の 送 付 につ いて

昭和 29 年 4 月 19 日 付 を 以 て、在外 財産 問題 調査 会 々 次 の 別 紙 の 通 り 答 申 書 が あ り ま す の で

の 参 考 を 以 て 送 付 す る。

の ち 答 申 書 と 基 本 的 事 業 部 長 官 署 の ( 趣 意 に 従 っ て ま 排 他 的 打 断 の 為 に、近 々、

研 究 会 議 の 開 催 を 決 定 し、本 日 付 に 関 連 会 議 を 開 催 し、  
~~答 申 書~~ 中 に あ る の で 趣 意 の 以 上 申 し 添 付 す る。  
の 旨 を

裏 面 白 紙



昭和29年4月19日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会

会長 大野 竜 太

答 申 書

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆくという政府当局の考え方に賛同し、本年2月22日「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金為替及び在外預金の処理」について答申したところであるが、同様の趣旨から「軍事郵便貯金等の処理」の問題を採り上げ慎重審議した結果、この問題は下記の意見により処理することを適当とするとの結論に達したので、ここに答申する。

意 見

1 軍事郵便貯金等の処理の基本方針

軍事郵便貯金又は旧外地郵便貯金については、内地以

外の地域において預入された在外金融機関に対する預貯金が終戦後内地における支払を禁止されていたにもかかわらず、郵便貯金である特殊性にかんがみそれぞれ昭和20年8月15日又は同年9月30日までに預入された部分の残高については、すでに終戦の年の暮以来内地において全額支払を許されていたところであるが、なお上記それぞれの時期以後の預入分の残高の支払については制限があり、一定額以上の支払は留保されてきた。一般の在外金融機関に対する預貯金の支払措置については、さきに本調査会としては意見を答申したところであるが、上記支払留保分についても、このさいこれらの措置との衡平を考慮しつつ公正妥当な範囲内で支払を実行し得るよう措置することが適当であると認められる。

## 2 支払措置を講ずるに当つて留意すべき特殊性

(1) これら郵便貯金については、金融機関の在外店舗の預金が従来全く支払を禁ぜられていたのに反し、昭和20年12月以降すでに下記のような支払措置が講ぜられていること。

### I 軍事郵便貯金

昭和20年8月15日以前の預入分の残高は全額、

同年8月16日以後の預入分の残高については、1,500円まで支払が行われている。

### II 旧外地郵便貯金

昭和20年9月30日以前の預入分の残高は全額支払が行われている。

### III 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替

為替証券が昭和20年9月23日以前に本邦に到着したものに限り1,000円まで支払が行われているが、これは金融機関の在外店舗から内地店舗に向けて振り出された差金為替の取扱と全く同様である。

(2) 従つて、現本の軍事郵便貯金等の残高の大部分はその支払措置が行われたものの残存部分にすぎず、しかもこの支払措置との関連から、その内容は、

I 軍事郵便貯金は終戦後預入分の残高のうち1,500円をこえる部分のみであり、

II 旧外地郵便貯金は昭和20年10月1日以後の預入分の残高のみであり、

III 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替は昭和20年9月23日以前に内地に到着したもので1,000円をこえる部分並びに同年9月24日以後に内地に到着

したものに限られる。

(3) 軍事郵便貯金等については、終戦前においてこれらのものが零細のものである建前から当時一般には嚴重な為替管理が実施されていたにもかかわらず、特に公定の為替換算率が無条件に適用されていたのであるが、上記(2)のような内容である現存の軍事郵便貯金等の残高は、終戦後現地通貨の實際価値が急激に暴落した状況下にあつて現地通貨による受入額が終戦前に比し著しく増大したのに応じ本素をらば一定金額以上の受入分については当然に一般為替管理の適用を受けるべき筈であつたにもかかわらず、終戦時の混乱のため内地から指示することができず、また現地においては指示がないうえ現地限りで一応従来例を踏襲して受入の措置が行われており、従つてその円表示金額は終戦前のものに比し異常に膨張し当時の郵便貯金の預入限度等をはるかにこえるものもある。

(4) このような事情によつて生じた円表示金額をそのまま郵便貯金等の債権額とみとめることは、金融機関の在外店舗の送金為替又は預貯金の取扱との権衡からいつて適当でなく、支払に当つては、軍事郵便貯金等の

受入のさいの現地通貨額を勘案した上で改めて一般の送金為替又は預貯金の支払のさいの換算率により換算して支払うことが適當である。

3 従つて、次の方針により、支払の措置を講ずることが妥當であると認められる。

(1) 軍事郵便貯金

(i) すでに行われている支払措置による支払をまだ受けていない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(ii) 昭和20年8月16日以後の預入分の残高のうち表示金額が1,500円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(i) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことと現行の支払措置によりすでに1,500円が支払われることとを勘案し、手取金額が3,500円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率によること。

(ii) 手取金額が3,500円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの



換算率によること。

(2) 旧外地郵便貯金

(I) すでに行われている支払措置による支払をまだ受けてない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後の預入分の残高については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(i) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことを勘案し、手取金額が5,000円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率によること。

(ii) 手取金額が5,000円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの換算率によること。

(3) 軍事郵便為替

(I) 昭和20年8月15日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年8月16日以後に振出のものについてはその表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年8月16日以後の振出のもので、表示金額が1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(4) 旧外地郵便為替

(I) 昭和20年9月30日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年10月1日以後に振出のものについては表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後に振出のもので表示金額1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(5) 旧外地郵便振替貯金

本邦で確認できるものに限る、旧外地郵便貯金の取扱に準じて支払うこと。



蔵理第6648号

昭和29年4月26日

長 殿

大蔵省理財局長 阪田 泰二

在外財産問題調査会の答申書の送付について

昭和29年4月19日付をもつて、在外財産問題調査会  
会長から別紙の通り答申があつたので御参考までに送付す  
る。

なお、答申書の趣旨に従つて支払を実施するため、近く、  
「軍事郵便貯金等の特別処理に関する法律案」を今国会に  
提出の予定であるので念のため申し添える。

裏  
面  
白  
紙

保存  
文書

0000 1936